

吉見町障害者計画
吉見町障害福祉計画（第5期）
吉見町障害児福祉計画（第1期）

平成30年3月

吉 見 町

町長あいさつ



本町では、平成19年3月に吉見町障害者計画を策定し、「障害のある人も、他の人と共に生活や活動のできる社会づくり（ノーマライゼーション）」をめざして、様々な施策に取り組んでまいりました。

一方、これらの計画の策定後、我が国が「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」を批准したことをはじめ、「障害者基本法」の改正、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」や「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（差別解消法）」の制定により、これまでの施策に加え、新たな視点での取組が求められております。

こうした情勢を踏まえ、このたび、計画期間の終了に伴い吉見町障害者計画・吉見町障害福祉計画の見直しと、新たな計画として吉見町障害児福祉計画の策定をいたしました。

これらの計画では、「障害のある人もない人も、ともに暮らし参加する共生の地域づくり」を基本理念とし、障害のある人が地域で安心して生活できるよう、町民一人ひとりが障害への理解を深め、それぞれの役割を担い地域全体で支え合える地域づくりの推進に向けた取組を行うことといたしました。

今後、計画の推進にあたっては、町民の皆様をはじめ、福祉事業者、行政等が一体となった取組が必要ですので、皆様の格別の御理解、御協力と更なる積極的な参加をお願いいたします。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重な御意見をいただきました障害者計画等策定委員の皆様をはじめ、アンケート調査に御協力をいただいた多くの皆様に厚くお礼申し上げます。

平成30年3月

吉見町長 宮崎善雄

目 次

第1部 総論	1
第1章 計画策定にあたって	3
1 計画策定の背景と趣旨	3
2 計画の位置づけ	4
3 計画の対象者	5
4 計画の策定体制	6
5 計画の推進と進行管理	7
第2章 障害者をめぐる現状	9
1 障害者の状況	9
2 アンケート調査結果の概要	16
第2部 吉見町障害者計画	33
第1章 基本理念	35
第2章 基本目標	36
第3章 施策の体系	38
第4章 施策の展開	39
基本目標1 ともに認め合い、支え合う地域づくりの推進	39
基本目標2 健やかに暮らせる保健・医療の充実	42
基本目標3 豊かな生活を支える福祉サービスの充実と基盤整備	44
基本目標4 個性と可能性を伸ばす療育・教育の充実	47
基本目標5 だれもが自分らしく活躍する地域づくりの推進	49
基本目標6 安全・安心な福祉のまちづくりの推進	51
第3部 吉見町障害福祉計画(第5期)・吉見町障害児福祉計画(第1期)	53
第1章 障害福祉計画(第5期)・障害児福祉計画(第1期)策定にあたって	55
第2章 サービス提供体制の確保に関する基本的な考え方	56
第3章 成果目標の設定	57
1 福祉施設の入所者の地域生活への移行	58
2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	59
3 地域生活支援拠点等の整備	60
4 福祉施設から一般就労への移行等	61
5 障害児支援の提供体制の整備等	63
第4章 障害福祉サービスの必要量の見込み	64
1 訪問系サービス	64
2 日中活動系サービス	66
3 居住系サービス	73
4 相談支援	76
第5章 障害児通所支援等の必要量の見込み	78
1 障害児通所支援等	78
2 障害児相談支援	83
3 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	84

4	障害児の保育所等の利用希望見込みと受入可能人数	85
第6章	地域生活支援事業の必要量の見込み	86
1	理解促進研修・啓発事業	86
2	自発的活動支援事業	87
3	相談支援事業	88
4	成年後見制度利用支援事業	91
5	成年後見制度法人後見支援事業	92
6	意思疎通支援事業	93
7	日常生活用具給付事業	94
8	手話奉仕員養成研修事業	95
9	移動支援事業	96
10	地域活動支援センター機能強化事業	97
11	その他の事業（市町村任意事業）	100
第7章	サービス提供体制確保のための方策	101
1	訪問系サービス	101
2	日中活動系サービス	101
3	居住系サービス	101
4	障害児通所支援事業等	101
5	地域生活支援事業	101
資料編		103
1	計画の策定経過	105
2	吉見町障害者計画等策定委員会設置要綱	106
3	吉見町障害者計画等策定委員名簿	108

第 1 部 総論

本計画で用いる元号については、新たな元号が決定していないため、平成 31 年度以降も「平成」を用いています。

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

本町では、平成19年3月に策定した「吉見町障害者計画・吉見町障害福祉計画」において「障害のある人も、他の人と共に生活や活動のできる社会づくり（ノーマライゼーション）」を基本理念に掲げ、障害者施策の総合的な推進を図るとともに、障害福祉サービス等の計画的な提供体制の確保に努めてきました。

国においては、平成19年9月に署名した「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」の締結に先立ち、「障害者基本法」の改正、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」の成立、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」の成立、「障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）」の改正など、一連の法制度等の整備が進められました。これらの法整備等により、一とおりの障害者制度の充実が図られたことから、平成26年2月に「障害者の権利に関する条約」が我が国においても発効しました。

その後、障害者総合支援法については施行3年後の見直しが行われ、平成28年6月には、障害者総合支援法と児童福祉法が改正されました。この改正により、地域生活や就労定着に向けた支援を行う新たなサービスが創設されるとともに、高齢障害者の負担軽減に関する仕組みなどが新たに設けられました。また、障害児の多様化するニーズに対応し、計画的に支援の提供体制を整備していくために、「障害児福祉計画」の策定が義務づけられました。

また、平成28年7月には、厚生労働省が「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部」を設置し、子供・高齢者・障害者等、全ての人々が地域、暮らし、生きがいとともに創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現に向けた取組を推進しています。

本計画は、これらの制度改革の内容や障害者を取り巻く社会情勢の変化等を踏まえ、障害者施策の一層の推進を図るため、新たに「吉見町障害者計画・第5期吉見町障害福祉計画・第1期吉見町障害児福祉計画」として一体的に策定するものです。

2 計画の位置づけ

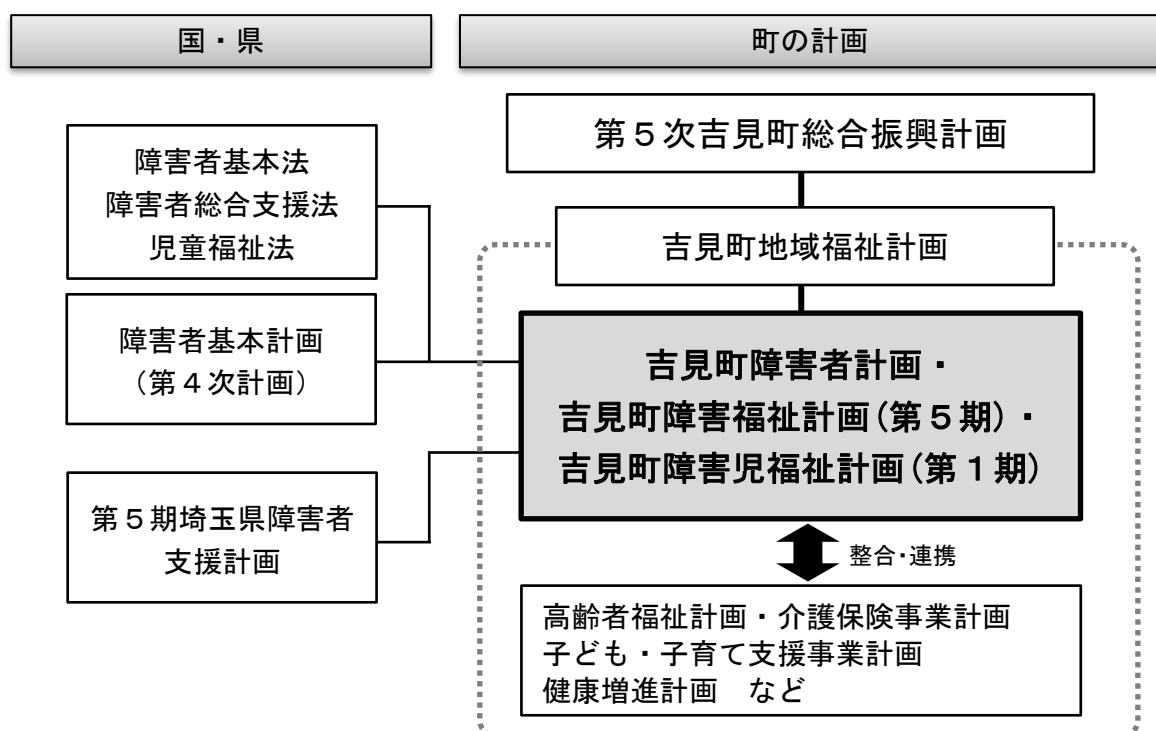
(1) 法的な位置づけ

本計画では、「第2部 吉見町障害者計画」を障害者基本法第11条に基づく「市町村障害者計画」として位置づけ、障害者のための施策に関する基本的な事項を定めています。

また、「第3部 吉見町障害福祉計画（第5期）・吉見町障害児福祉計画（第1期）」を障害者総合支援法第88条に基づく「市町村障害福祉計画」及び、児童福祉法第33条の20に基づく「市町村障害児福祉計画」として位置づけます。障害福祉計画では、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する方策等を定め、障害児福祉計画では、障害児通所支援等の提供体制の確保その他障害児通所支援等の円滑な実施等について定めます。

(2) 他の計画との関係

本計画は、国及び県が定める上位・関連計画等の内容を十分に踏まえながら、本町のこれからのあるべき姿やまちづくりの方向性を定めた「吉見町総合振興計画」の部門別計画として位置づけ、「吉見町地域福祉計画」、「吉見町高齢者福祉計画・介護保険事業計画」、「吉見町子ども・子育て支援事業計画」など、保健福祉分野をはじめとする各分野の関連計画との整合・調整を図りながら策定しています。



(3) 計画の期間

吉見町障害者計画の期間は、平成 30 年度から平成 38 年度までの9年間とします。ただし、この間の社会情勢の変化及び国の動向などを踏まえた上で、必要に応じて計画の見直しを行います。

また、一体的に策定する第5期吉見町障害福祉計画・第1期吉見町障害児福祉計画の期間は、国が定める基本指針により、平成 30 年度から平成 32 年度までの3年間とします。

	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度
吉見町障害者計画	吉見町障害者計画								
吉見町障害福祉計画	吉見町障害福祉計画(第5期)			吉見町障害福祉計画(第6期)			吉見町障害福祉計画(第7期)		
吉見町障害児福祉計画	吉見町障害児福祉計画(第1期)			吉見町障害児福祉計画(第2期)			吉見町障害児福祉計画(第3期)		

3 計画の対象者

本計画では、障害者基本法第2条に定義する障害者を施策の対象とします。ただし、具体的事業の対象となる障害者の範囲は、個別の法令等の規定によりそれぞれ限定されます。

加えて、障害のある人もない人も分け隔てなく共に生きる社会の実現をめざすためには、あらゆる町民の理解と協力が必要であることから、全町民を計画の対象とします。

4 計画の策定体制

(1) 吉見町障害者計画等策定委員会の設置

本計画の策定にあたっては、障害者とその家族、障害者団体の関係者、保健・医療及び福祉関係者等の14人の委員からなる「吉見町障害者計画等策定委員会」を設置し、検討を行いました。

(2) 行政内部の策定体制

行政内部においては、福祉町民課が中心となって関係職員と協議・検討を行いました。

(3) アンケート調査の実施

本計画の策定にあたり、障害者の生活実態や障害福祉サービスの利用状況・利用意向等のほか、障害のない町民の意向等を把握するために、アンケート調査を行い、広く意見等を聴取し、計画づくりに反映しています。

5 計画の推進と進行管理

(1) 計画の推進

①障害者自身の参画

本計画は、障害者が地域の中で自立して生活していくための計画であることから、施策・事業の検討や実施にあたっては、障害者の意見や要望を十分に反映するため、企画から実施段階にわたって障害者自身が参画できるよう努めます。

②関係機関との連携

障害者施策に関連する分野は、福祉だけでなく保健・医療・教育・就労・まちづくり等の多岐にわたっており、これまでも障害者団体、医師会、国、県等の関係機関と連携して施策・事業を展開してきました。今後も、連携体制を継続強化するとともに、総合的かつ計画的な施策の展開を図り、着実な推進に努めます。

③地域との連携

障害者施策を推進するためには、地域住民の理解と協力が必要です。地区の特性を生かしながら地域づくりをし、地域福祉を推進するため、福祉意識の醸成と担い手づくりの支援に努めます。また、民生委員・児童委員は、障害者との相談活動、各種福祉サービスの周知など、今後も重要な役割を担うことから、十分な情報交換と緊密な連携が図られるよう支援します。

④財政状況との調整

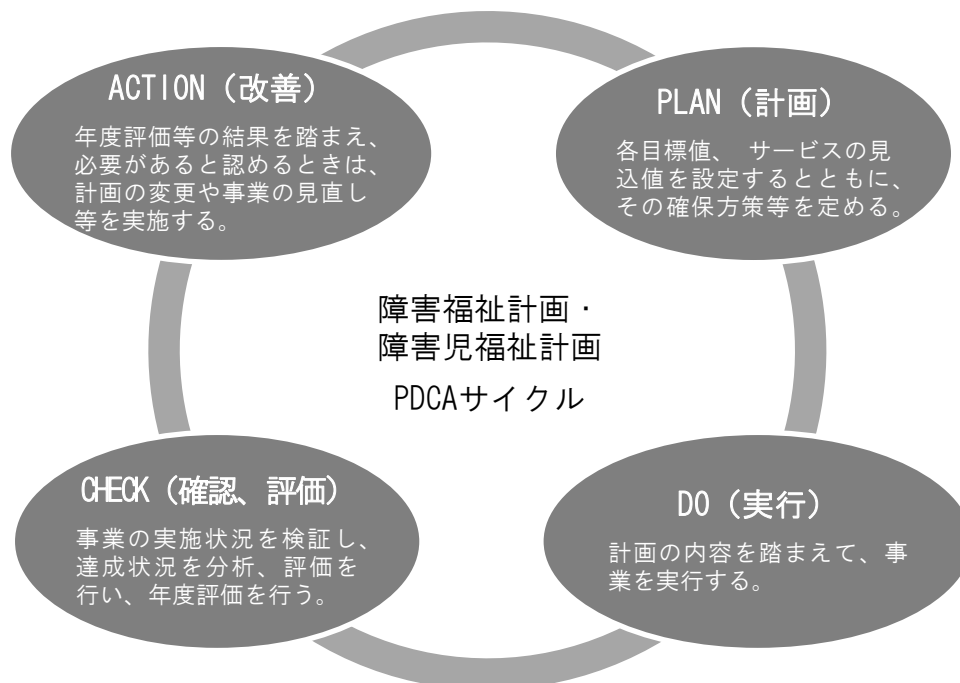
障害者施策の推進にあたっては、町全体の関連事業や予算との整合性を図る必要があります。国や県の動向を把握し、適切な施策を実施します。

（２）計画の進行管理

計画の進行管理を図るため、「PDCAサイクル」に基づき、障害福祉計画・障害児福祉計画の数値目標等に関する実績を少なくとも１年に１回把握し、確認・評価を行います。

また、評価の結果や社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて計画の変更や事業の見直し等の措置を講じます。

■PDCAサイクルのイメージ図



第2章 障害者をめぐる現状

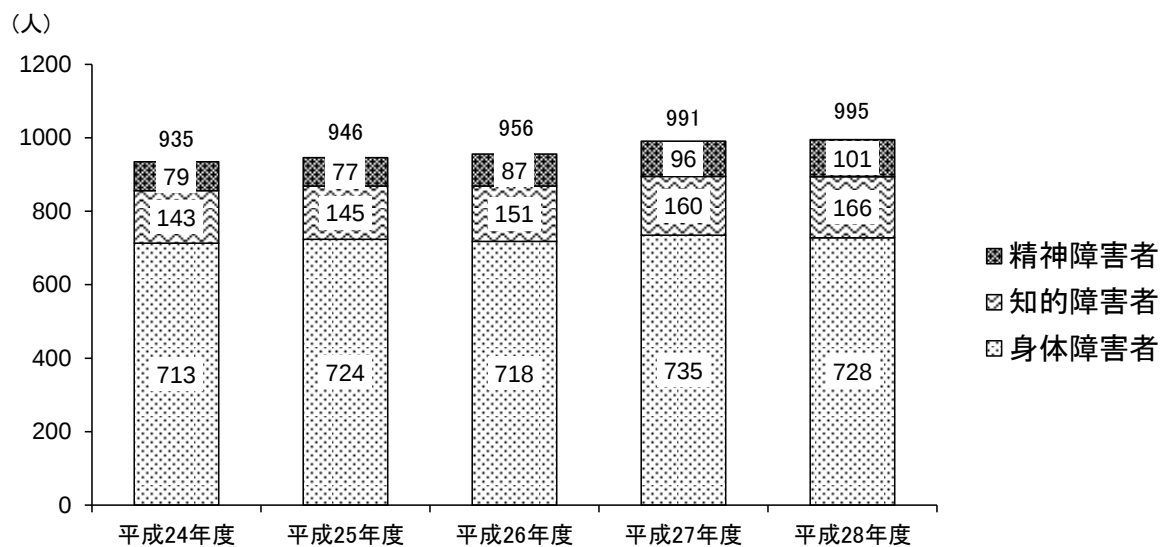
1 障害者の状況

(1) 障害者手帳所持者数の推移

障害者手帳所持者数は増加傾向にあり、平成28年度には995人となっています。

障害別では、療育手帳と精神障害者保健福祉手帳の所持者数の増加が目立つ一方、最も多い身体障害者手帳の所持者数は微増・横ばい傾向となっています。

○障害者手帳所持者数の推移



資料：福祉町民課（各年度とも年度末現在）

（２）身体障害者手帳所持者数の推移

身体障害者手帳の所持者数は、平成 28 年度末現在で 728 人となっており、平成 24 年度と比較すると 15 人の増加で、微増または横ばいの状況です。

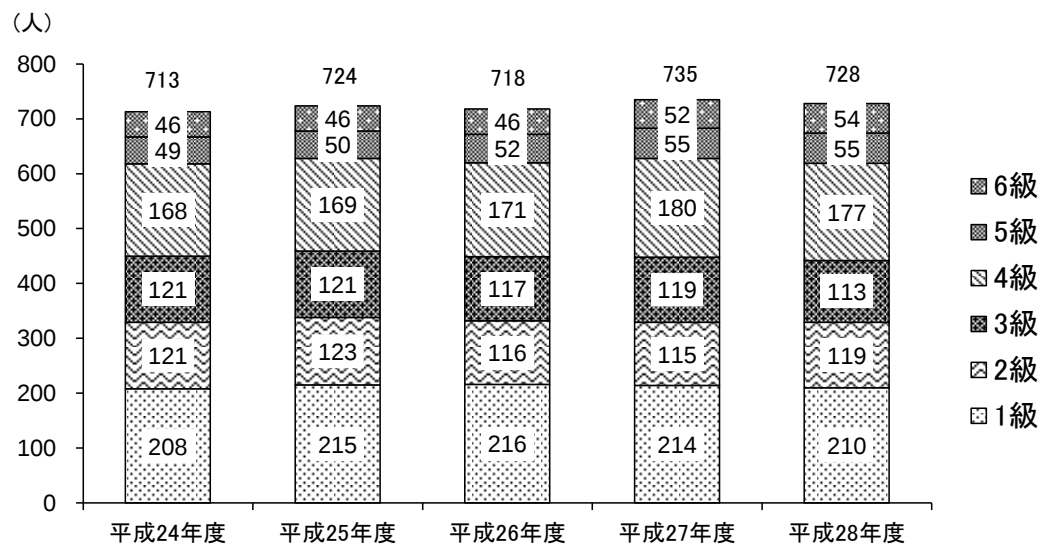
等級別でも、経年による変化はそれほどみられませんが、一貫して１・２級の重度者の占める割合が高くなっており、平成 28 年度末では約 45%が重度者となっています。

身体障害の種類別では、一貫して肢体不自由の割合が最も高く、次いで内部障害、聴覚・平衡機能障害の順となっています。

内部障害の種類別では、主に心臓やじん臓、ぼうこう・直腸が多数を占めており、全体的に増加傾向にあります。

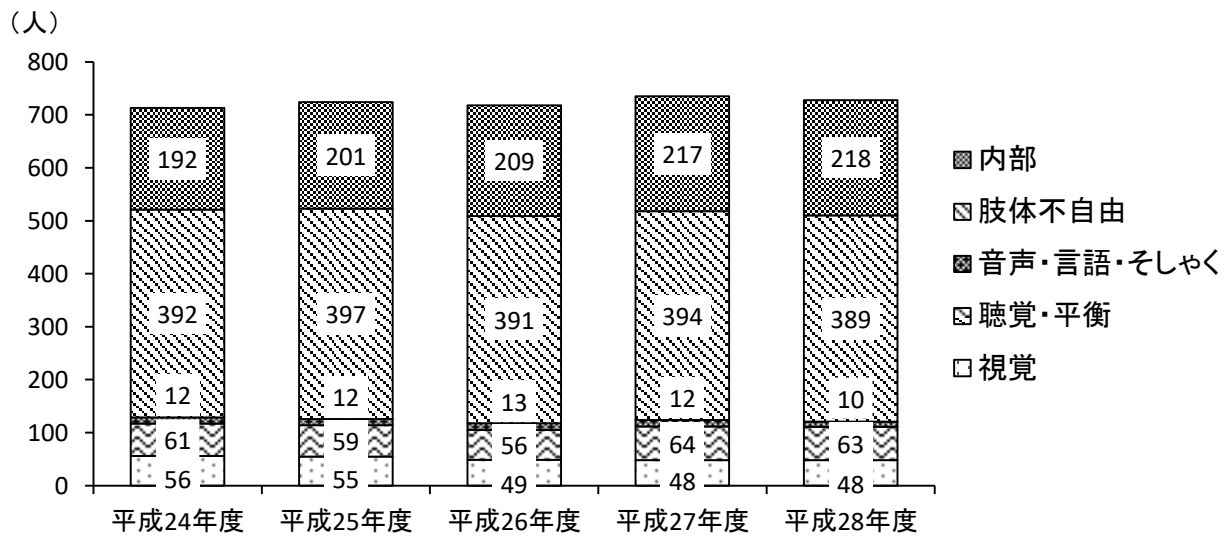
年齢別でみると、18～64 歳と 18 歳未満は減少していますが、65 歳以上は増加傾向です。

○身体障害者手帳所持者数の推移（等級別）

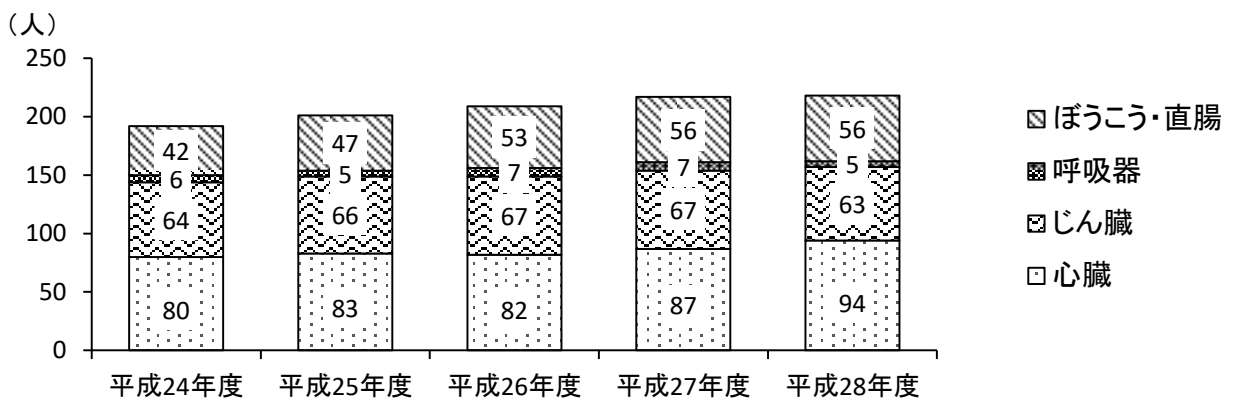


資料：福祉町民課（各年度とも年度末現在）

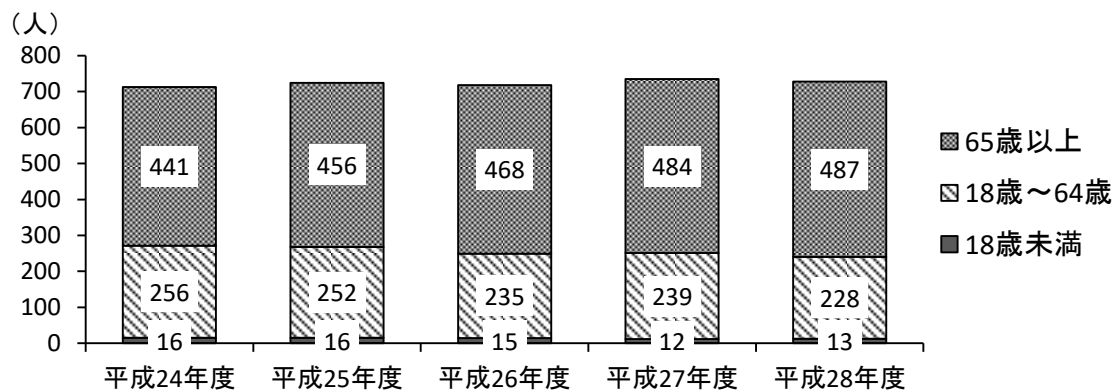
○身体障害者手帳所持者数の推移（身体障害の障害種類別）



○身体障害者手帳所持者数の推移（内部障害の種類別）



○身体障害者手帳所持者数の推移（年齢別）



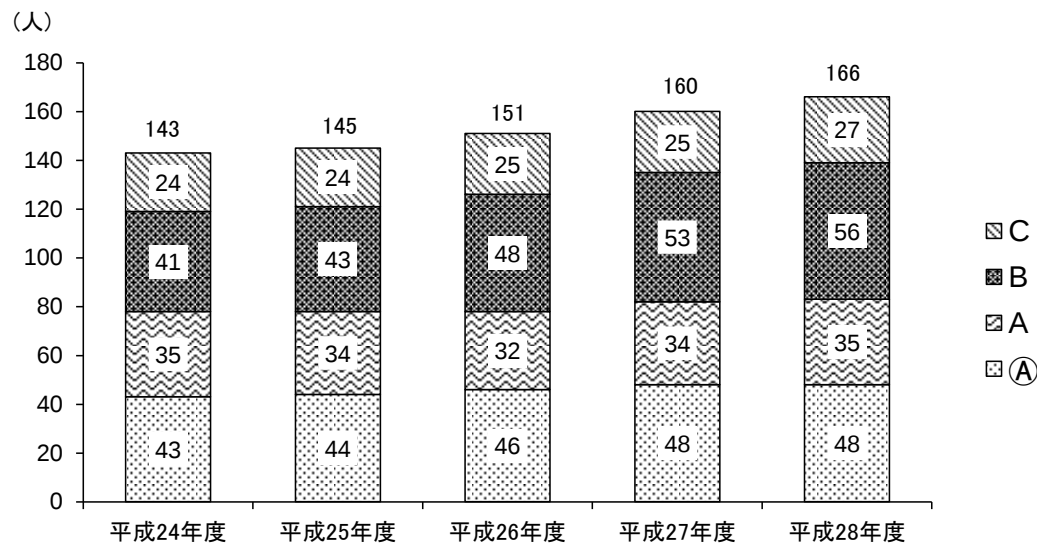
(3) 療育手帳所持者数の推移

療育手帳の所持者数は、平成 28 年度末現在で 166 人となっており、平成 24 年度と比較すると 23 人の増加、1.16 倍の増加率となっています。

等級別でみると、㉠とAの重度者の割合が5割を占めていますが、平成 24 年度との比較では、Bの増加率が1.37倍と高くなっています。

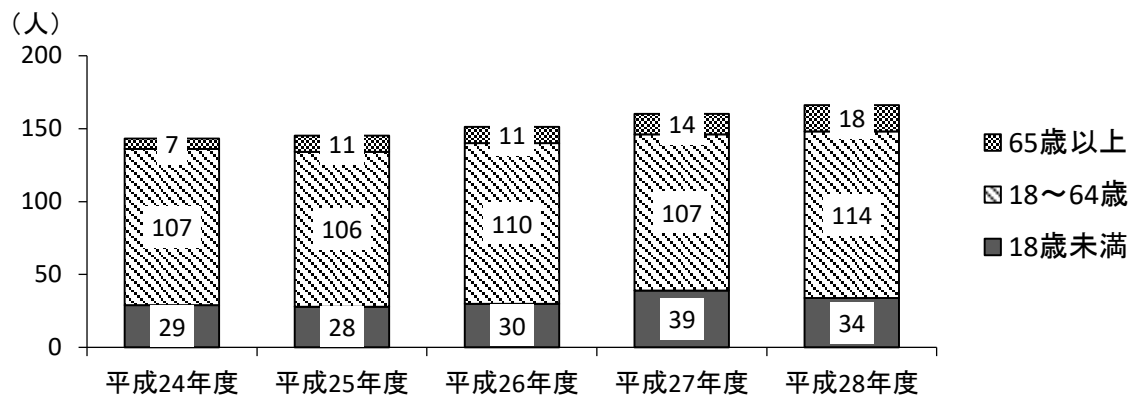
年齢別でみると、人数自体は少ないものの65歳以上の増加率が高くなっています。

○療育手帳所持者数の推移（障害程度別）



資料：福祉町民課（各年度とも年度末現在）

○療育手帳所持者数の推移（年齢別）



資料：福祉町民課（各年度とも年度末現在）

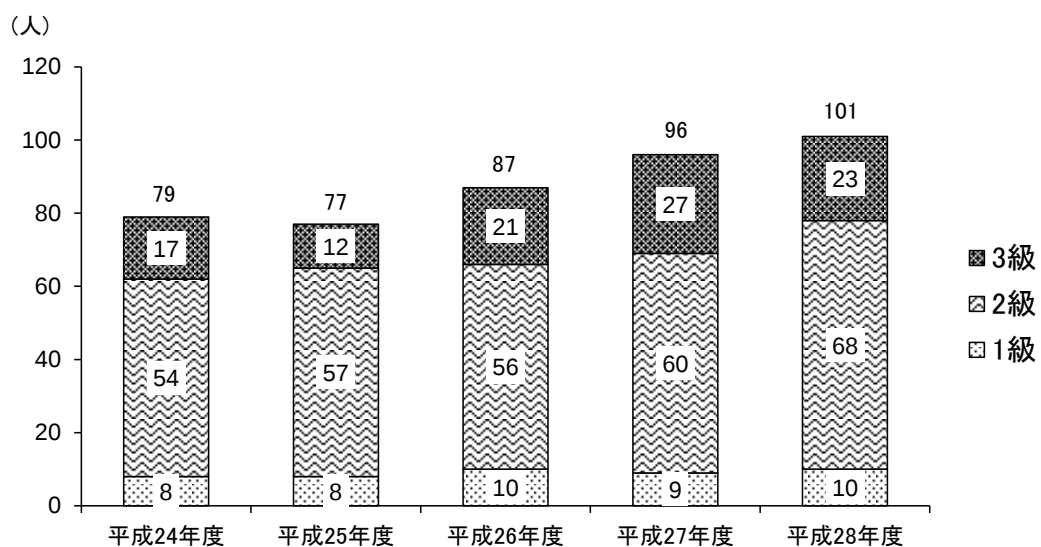
(4) 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

精神障害者保健福祉手帳の所持者数は、平成 28 年度末現在で 101 人となっており、平成 24 年度と比較すると 22 人の増加、1.28 倍の増加率となっています。

等級別でみると、2 級の割合が 7 割近くと高くなっています。

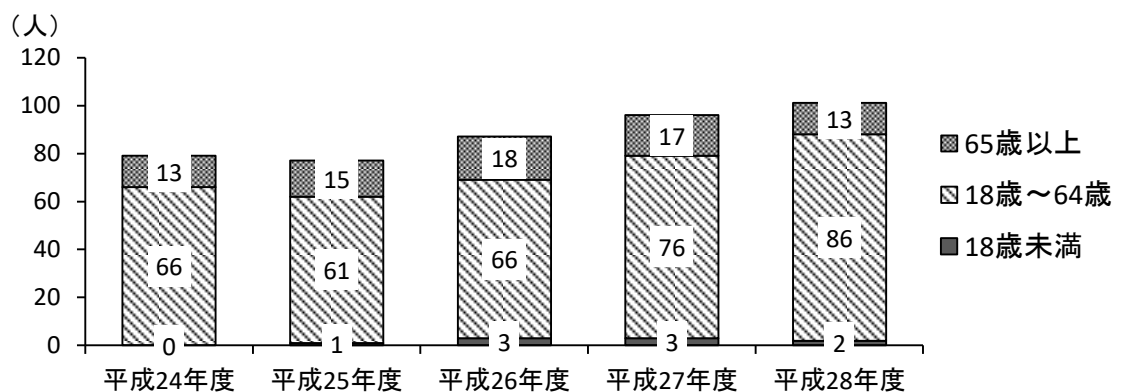
年齢別でみると、人数自体は少ないものの 18 歳未満の増加率が高くなっています。

○精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移（障害程度別）



資料：福祉町民課（各年度とも年度末現在）

○精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移（年齢別）



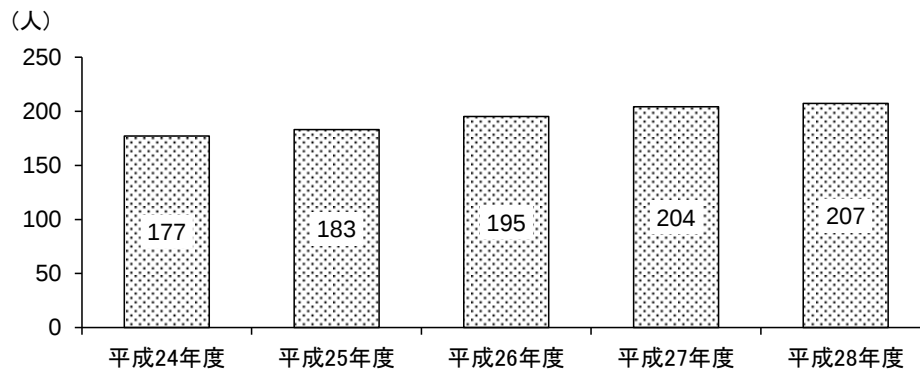
資料：福祉町民課（各年度とも年度末現在）

（５）自立支援医療（精神通院医療）受給者数の推移

自立支援医療（精神通院医療）の受給者数は、平成 28 年度末現在で 207 人となっており、平成 24 年度と比較すると 30 人の増加、1.17 倍の増加率となっています。

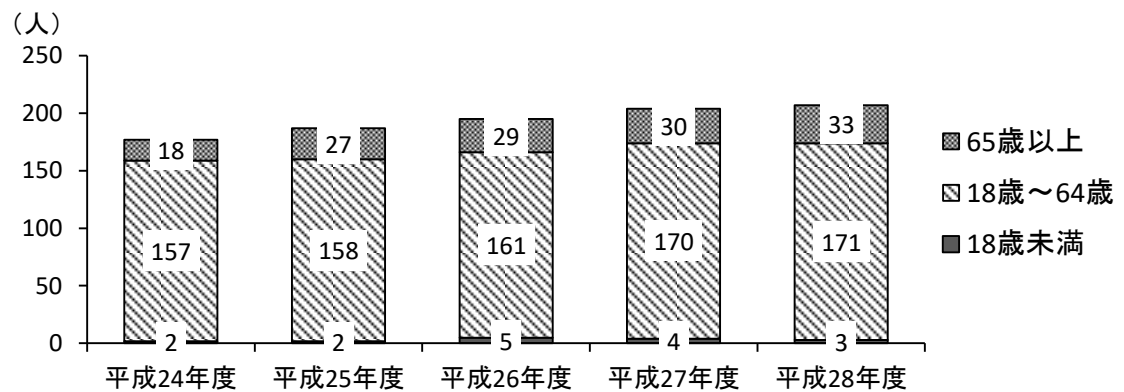
年齢別でみると、65 歳以上の増加率が高くなっています。

○自立支援医療（精神通院医療）受給者数の推移



資料：福祉町民課（各年度とも年度末現在）

○自立支援医療（精神通院医療）受給者数の推移（年齢別）

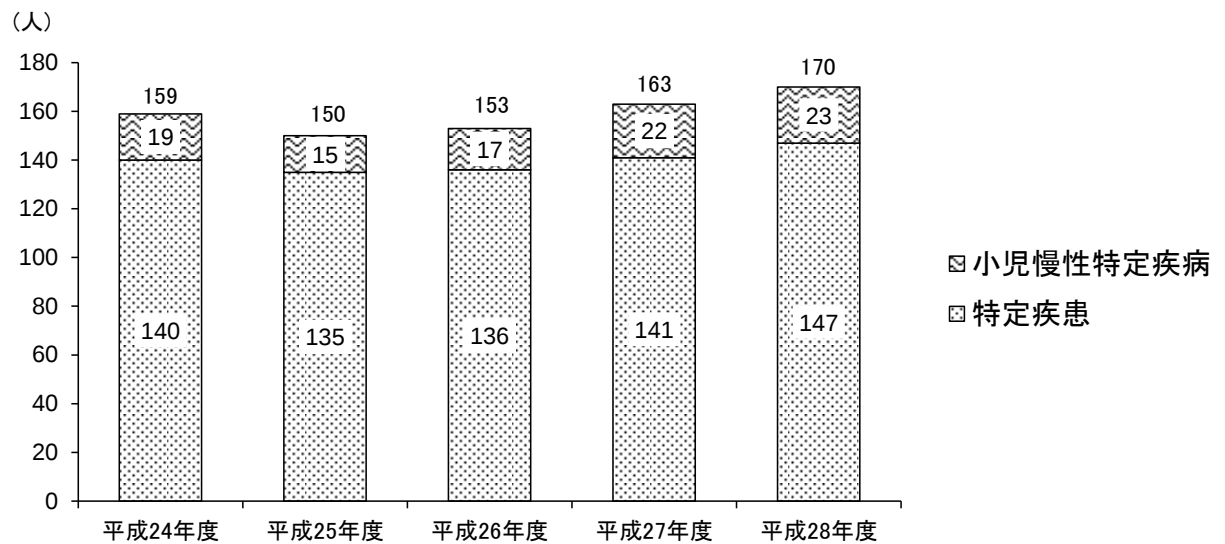


資料：福祉町民課（各年度とも年度末現在）

(6) 特定疾患（指定難病等）医療給付受給者数の推移

特定疾患（指定難病等）医療給付の推移をみると、特定疾患による給付が増加傾向となっています。

○特定疾患（指定難病等）医療給付受給者数の推移



資料：東松山保健所（各年度とも年度末現在）

2 アンケート調査結果の概要

(1) 調査対象者

調査対象者は障害者（児）が 907 人、障害のない町民が 1,000 人とし、内訳は以下のとおりです。

- | | | |
|--|----------------------|---------------------------------|
| ①身体障害手帳所持者 | …700 人中 <u>657 人</u> | } ⇒手帳を所持している方全数
(重複障害者 47 人) |
| ②療育手帳所持者 | …159 人中 <u>159 人</u> | |
| ③精神障害者保健福祉手帳所持者 | … 95 人中 <u>91 人</u> | |
| ④障害のない町民 …1,000 人 ⇒手帳を所持しない 18 歳以上の町民から無作為抽出 | | |

(2) 調査方法

配付・回収を郵送により実施しました。

(3) 調査期間

平成 29 年 8 月 10 日～平成 29 年 8 月 31 日

(4) 回収状況

回収状況は以下のとおりです。

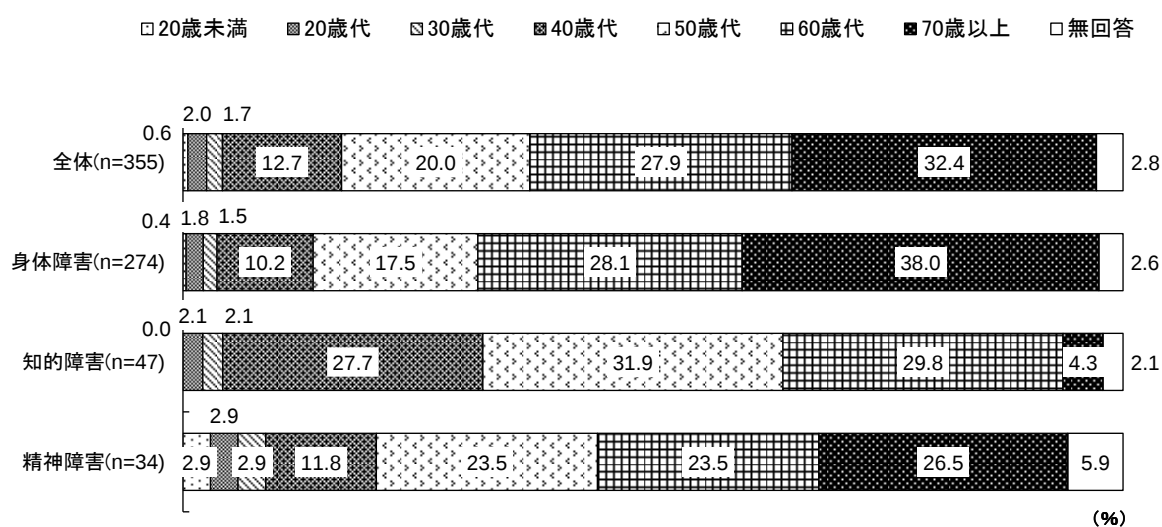
種別		発送数	回収数	回収率
障害者（児）		907	517	57.0%
	身体障害手帳所持者	657	391	59.5%
	療育手帳所持者	159	79	49.7%
	精神障害者保健福祉手帳所持者	91	47	51.6%
障害のない町民		1,000	463	46.3%
合計		1,907	980	51.4%

(5) 調査結果の概要

主な介助・支援者の年齢

全体では、「70 歳以上」が 32.4%と最も多く、次いで「60 歳代」が 27.9%、「50 歳代」が 20.0%などとなっています。

障害別にみると、身体障害と精神障害では「70 歳以上」が最も多く、高齢者の割合が高くなっています。知的障害では「50 歳代」が最も多く、次いでほとんど差がなく「60 歳代」、「40 歳代」と続いています。

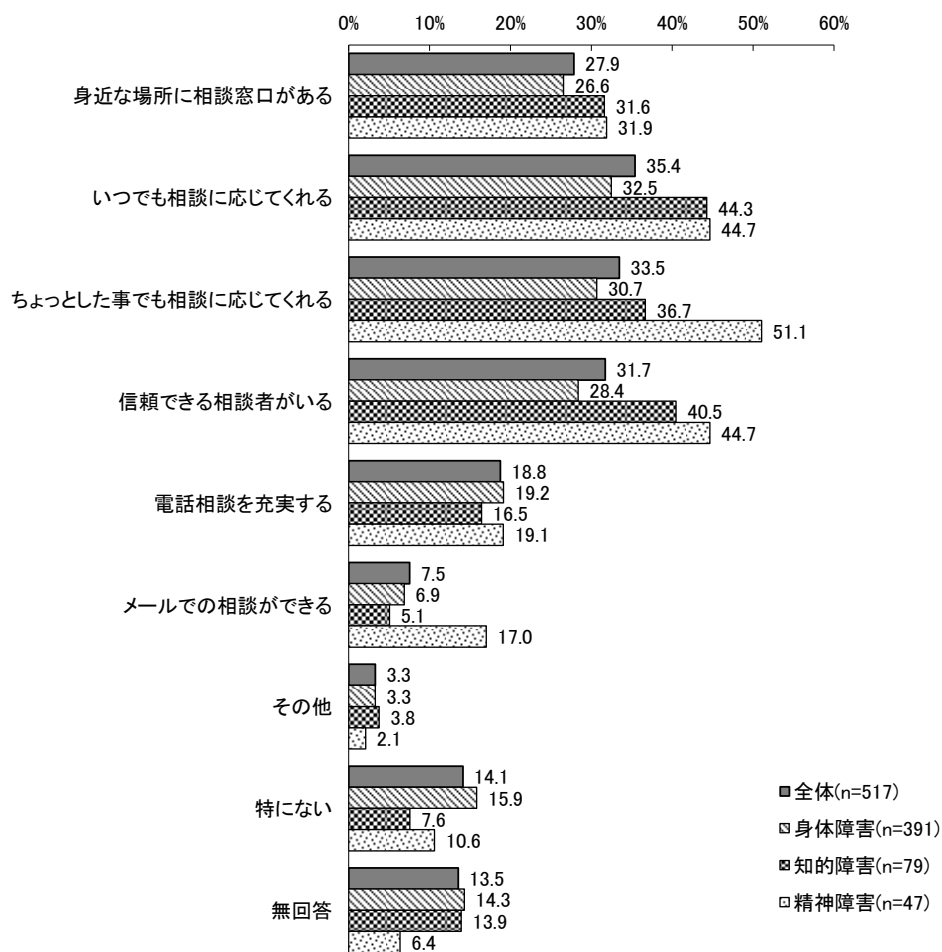


※障害者(児)への調査結果

町の相談窓口を利用しやすくするために必要なこと

全体では、「いつでも相談に応じてくれる」が35.4%と最も多く、次いで「ちょっとした事でも相談に応じてくれる」が33.5%、「信頼できる相談者がいる」が31.7%などとなっています。

障害別にみると、精神障害では「ちょっとした事でも相談に応じてくれる」、「メールでの相談ができる」が特に多くなっています。また、知的障害と精神障害では「いつでも相談に応じてくれる」、「信頼できる相談者がいる」の割合も高くなっています。

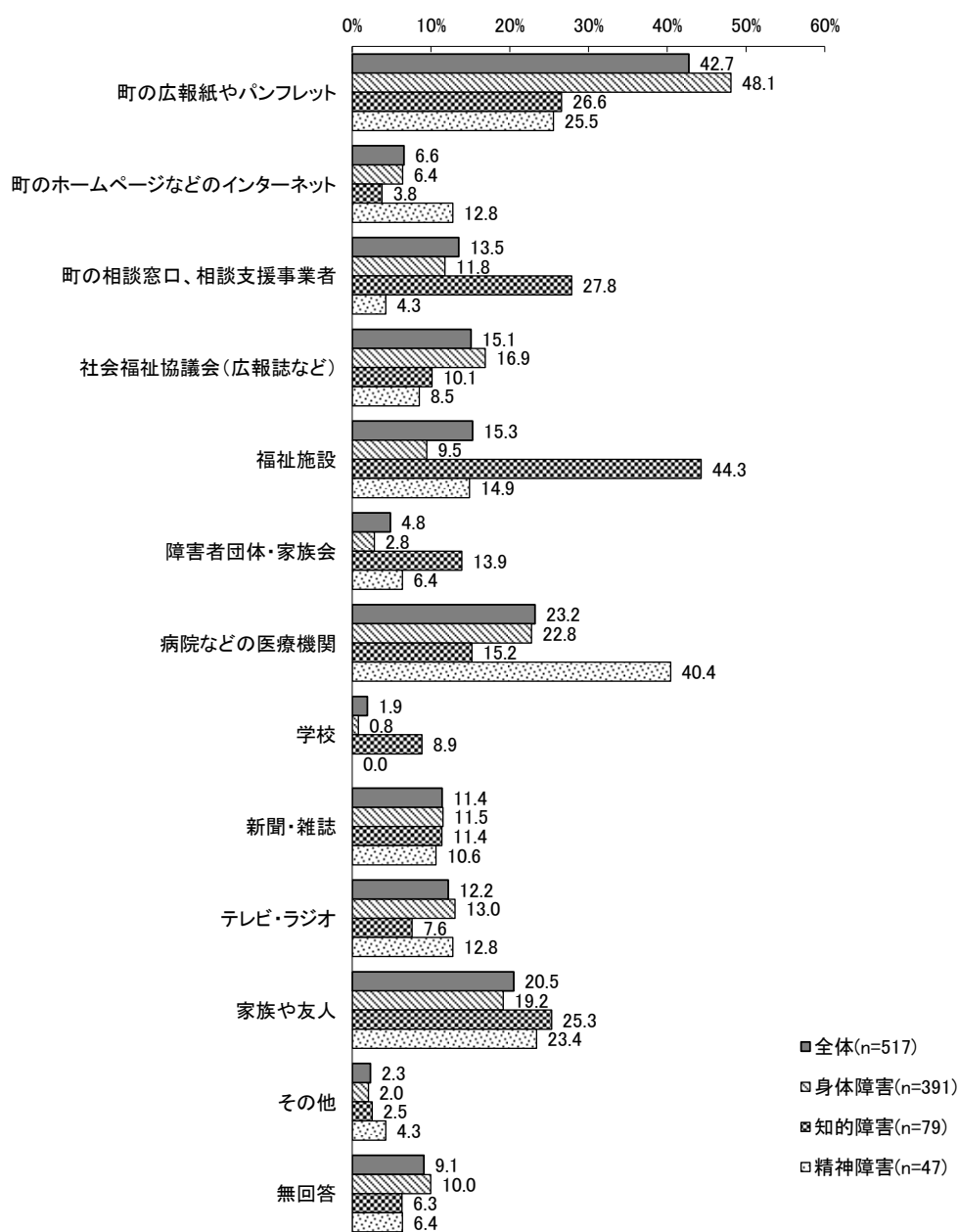


※障害者(児)への調査結果

福祉制度に関する情報の入手先

全体では、「町の広報紙やパンフレット」が42.7%と最も多く、次いで「病院などの医療機関」が23.2%、「家族や友人」が20.5%などとなっています。

障害別にみると、身体障害では「町の広報紙やパンフレット」、知的障害では「福祉施設」、精神障害では「病院などの医療機関」が最も多くなっています。そのほか、知的障害では「町の相談窓口、相談支援事業者」、「障害者団体・家族会」、精神障害では「町のホームページなどのインターネット」の割合が比較的高くなっています。

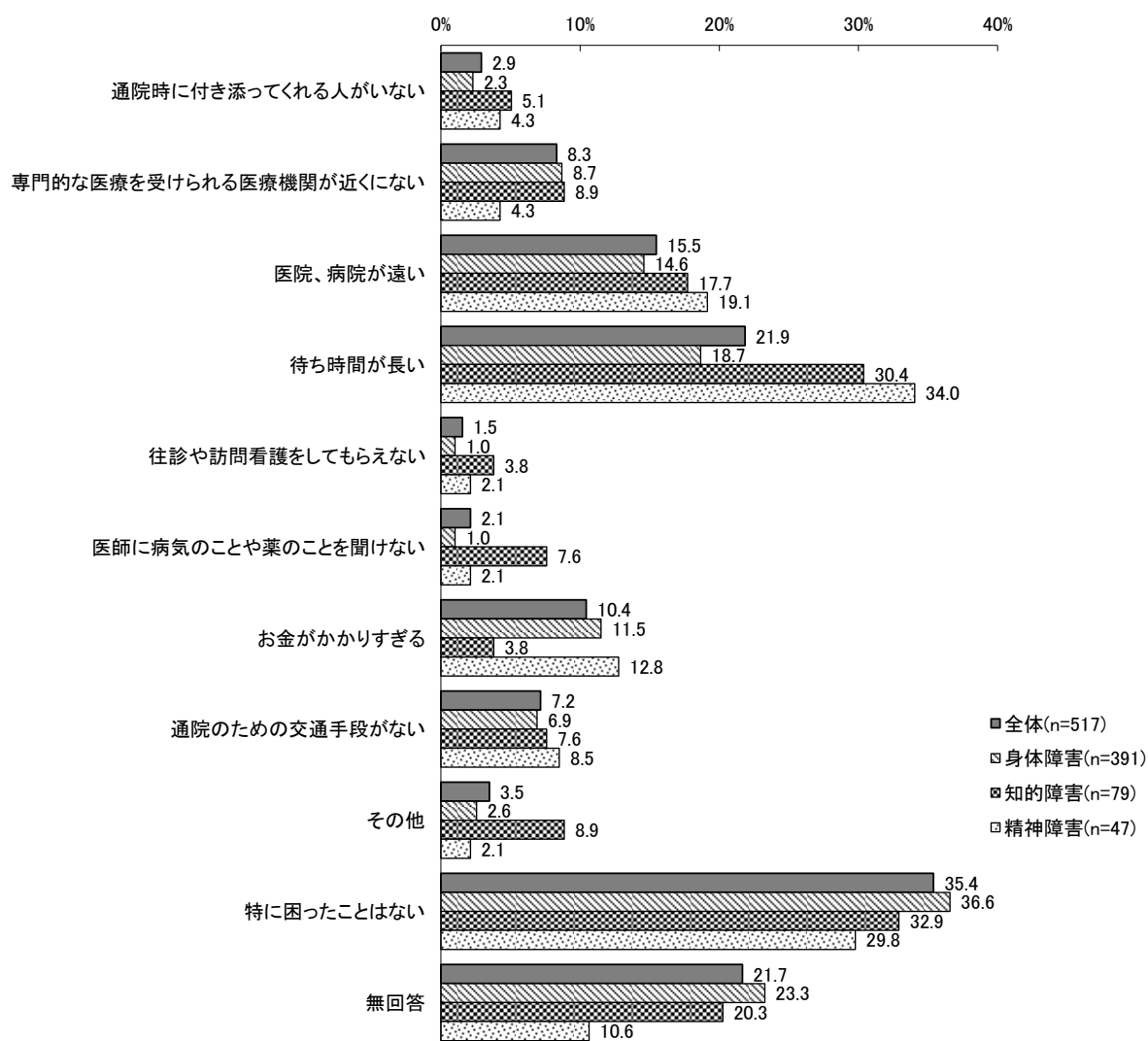


※障害者(児)への調査結果

医療を受けるにあたっての困りごと

全体では、「特に困ったことはない」を除くと、「待ち時間が長い」が21.9%と最も多く、次いで「医院、病院が遠い」が15.5%、「お金がかかりすぎる」が10.4%などとなっています。

障害別にみると、知的障害と精神障害では「待ち時間が長い」が特に多く、身体障害と精神障害で「お金がかかりすぎる」、身体障害と知的障害で「専門的な医療を受けられる医療機関が近くにない」などの割合が高くなっています。そのほか、知的障害では「医師に病気のことや薬のことを聞けない」、「往診や訪問看護をしてもらえない」の割合が、他の障害と比較してやや高くなっています。



※障害者(児)への調査結果

今後の福祉サービスの利用意向

障害別にみると、身体障害では「福祉タクシー利用券の交付」が43.2%、「住宅改造費の助成」が32.5%、「短期入所（ショートステイ）」が26.1%、知的障害では「自立訓練（生活訓練）」が46.8%、「共同生活援助（グループホーム）」、「福祉タクシー利用券の交付」、「成年後見制度利用支援事業」が43.0%、「就労継続支援」が40.5%、精神障害では「就労定着支援」が38.3%、「自立訓練（生活訓練）」、「就労継続支援」が34.0%、「就労移行支援」が31.9%などの順で利用意向が高くなっています。

※障害者（児）への調査結果

希望する放課後等の過ごし方

全体では、「特に希望はない」を除くと、「放課後等デイサービスを利用したい」が27.6%（8名）と最も多く、次いで「習い事や塾に行かせたい」が10.3%（3名）、「児童発達支援を利用したい」が6.9%（2名）となっています。

上段：人 下段：%

区分	回答者数	と域自 遊の宅 ば同や せた世公 たい代園 の子な どもど も地	た習 い事 や塾 に行 かせ	利放 用課 した後 たい児 童ク ラブ を	用放 した課 たい後 子供 教室 を利	いス短 テ期入 イ所 ～を 利用 した ト	児 童 発 達 支 援 を 利 用	ス放 を課 後等 利用 した デー サー ビ	特 に 希 望 は な い
全体	29	1	3	1	0	0	2	8	3
	100.0	3.4	10.3	3.4	0.0	0.0	6.9	27.6	10.3
身体障害	11	0	1	0	0	0	1	1	2
	100.0	0.0	9.1	0.0	0.0	0.0	9.1	9.1	18.2
知的障害	17	1	2	1	0	0	1	7	1
	100.0	5.9	11.8	5.9	0.0	0.0	5.9	41.2	5.9
精神障害	1	0	0	0	0	0	0	0	0
	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

区分	回答者数	その他	無回答
全体	29	1	14
	100.0	3.4	48.3
身体障害	11	1	6
	100.0	9.1	54.5
知的障害	17	0	7
	100.0	0.0	41.2
精神障害	1	0	1
	100.0	0.0	100.0

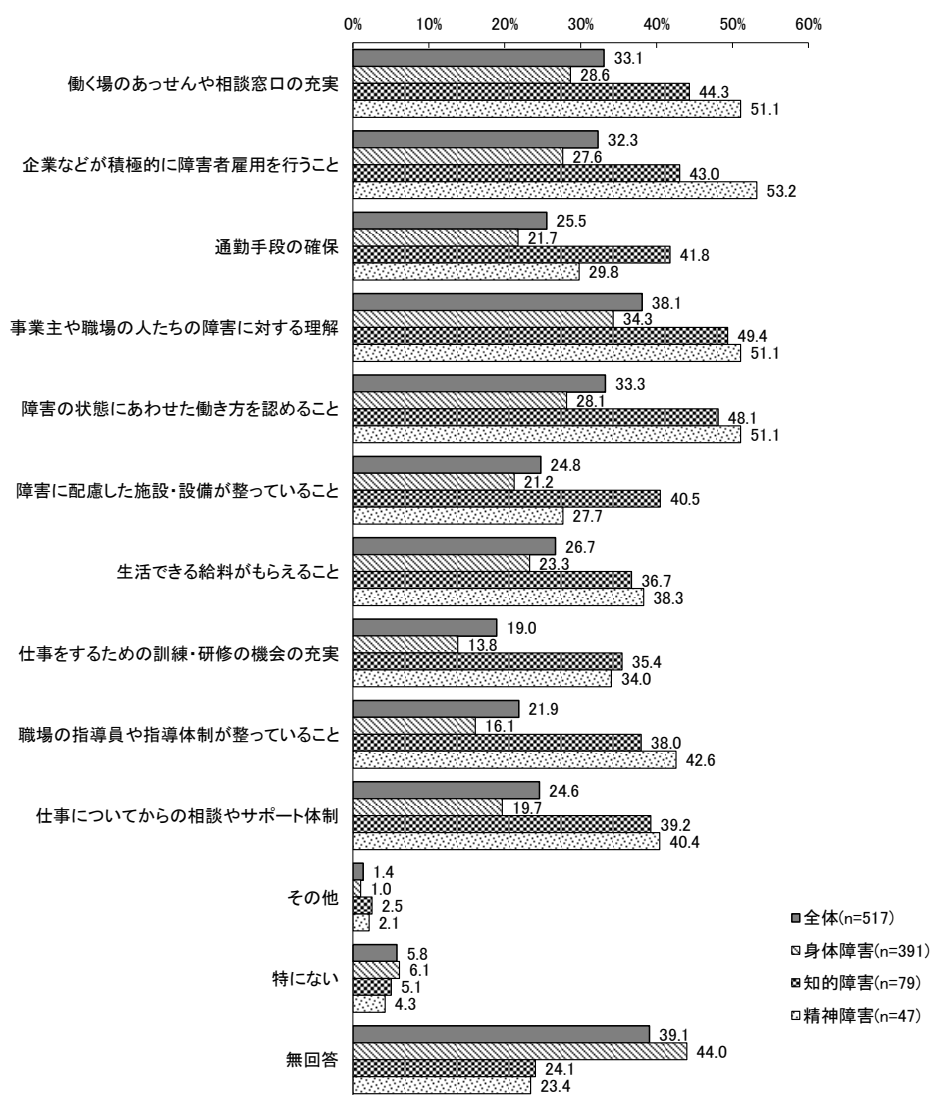
※障害者（児）への調査結果

※「22歳以下」と回答した方に限定して集計

就労のために必要な環境整備

全体では、「事業主や職場の人たちの障害に対する理解」が38.1%と最も多く、次いで「障害の状態にあわせた働き方を認めること」が33.3%、「働く場のあっせんや相談窓口の充実」が33.1%などとなっています。

障害別にみると、全体的に知的障害と精神障害で回答率が高くなっており、特に「働く場のあっせんや相談窓口の充実」、「企業などが積極的に障害者雇用を行うこと」、「事業主や職場の人たちの障害に対する理解」、「障害の状態にあわせた働き方を認めること」の項目については知的障害で4割、精神障害で5割を超える回答率となっています。そのほか、知的障害では「通勤手段の確保」、「障害に配慮した施設・設備が整っていること」の割合も高くなっています。

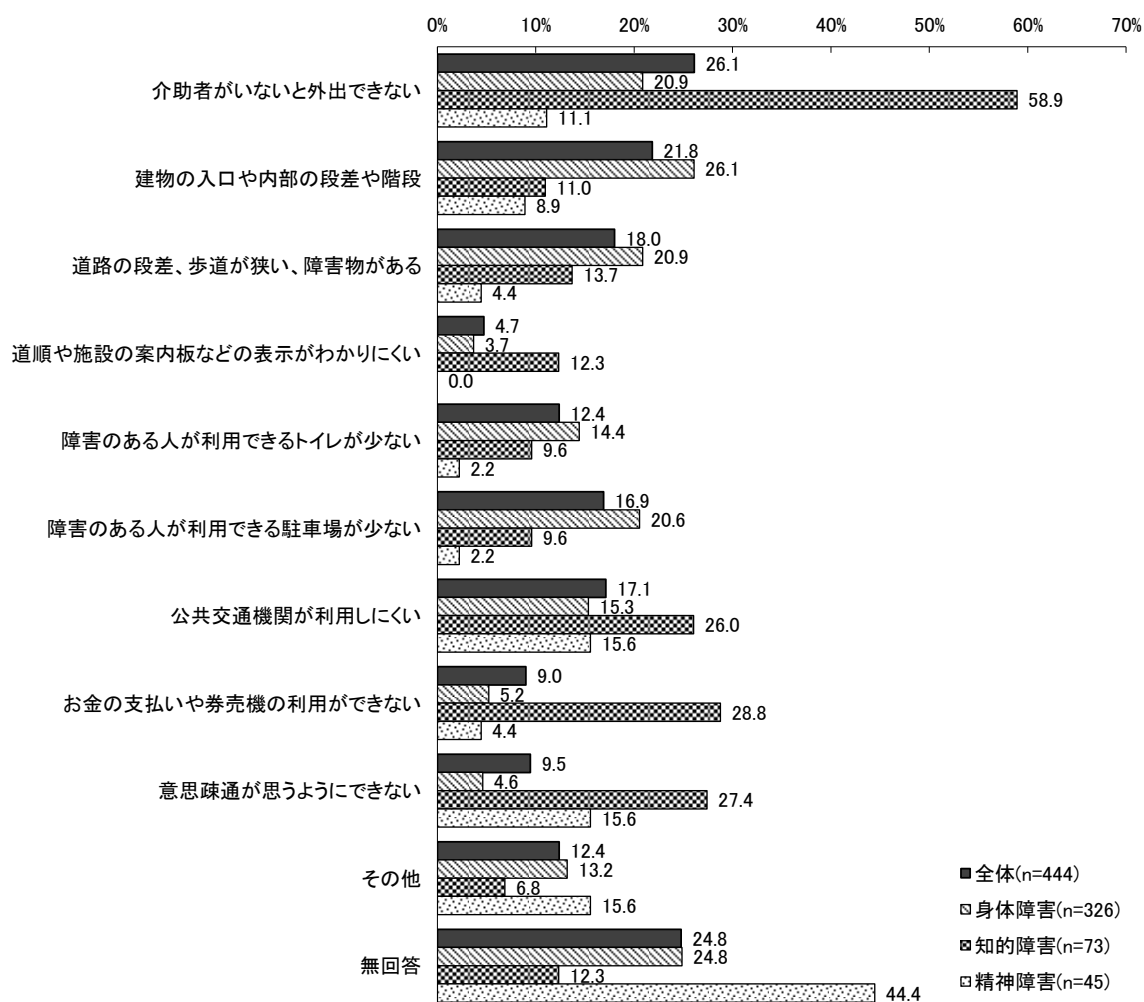


※障害者(児)への調査結果

外出時に不便に感じる事

全体では、「介助者がいないと外出できない」が26.1%と最も多く、次いで「建物の入口や内部の段差や階段」が21.8%、「道路の段差、歩道が狭い、障害物がある」が18.0%などとなっています。

障害別にみると、全体的に身体障害と知的障害で回答率が高く、身体障害では「建物の入口や内部の段差や階段」、知的障害では「介助者がいないと外出できない」、が特に多くなっています。そのほか、身体障害では「道路の段差、歩道が狭い、障害物がある」、「障害のある人が利用できる駐車場が少ない」、知的障害では「お金の支払いや券売機の利用ができない」、「意思疎通が思うようにできない」、「公共交通機関が利用しにくい」などの割合も高くなっています。

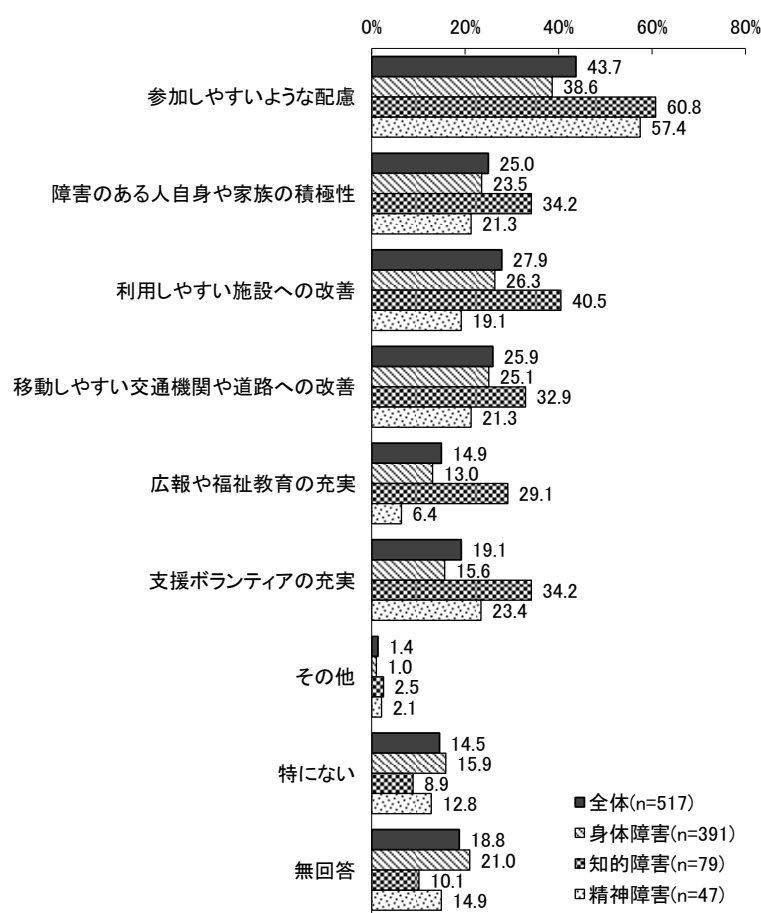


※障害者(児)への調査結果

社会参加のために必要なこと

全体では、「参加しやすいような配慮」が43.7%と最も多く、次いで「利用しやすい施設への改善」が27.9%、「移動しやすい交通機関や道路への改善」が25.9%などとなっています。

障害別にみると、全体的に知的障害で回答率が高くなっています。

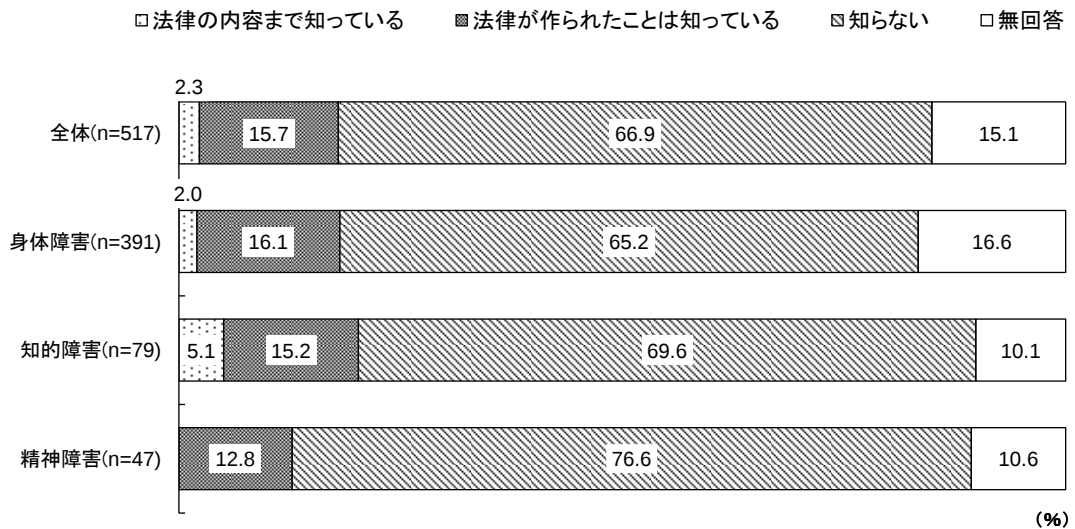


※障害者(児)への調査結果

障害者差別解消法の認知度

全体では、「法律の内容まで知っている」が2.3%に対し、「法律が作られたことは知っている」は15.7%、「知らない」は66.9%となっています。

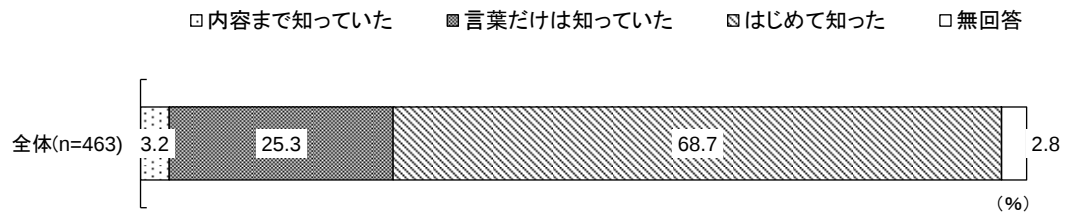
障害別にみると、「知らない」の割合は精神障害で最も高く、知的障害、身体障害の順となっています。一方、「法律の内容まで知っている」の割合は、知的障害で最も高くなっています。



※障害者(児)への調査結果

「合理的配慮」の認知度

「内容まで知っていた」が3.2%、次いで「言葉だけは知っていた」が25.3%、「はじめて知った」が68.7%となっています。

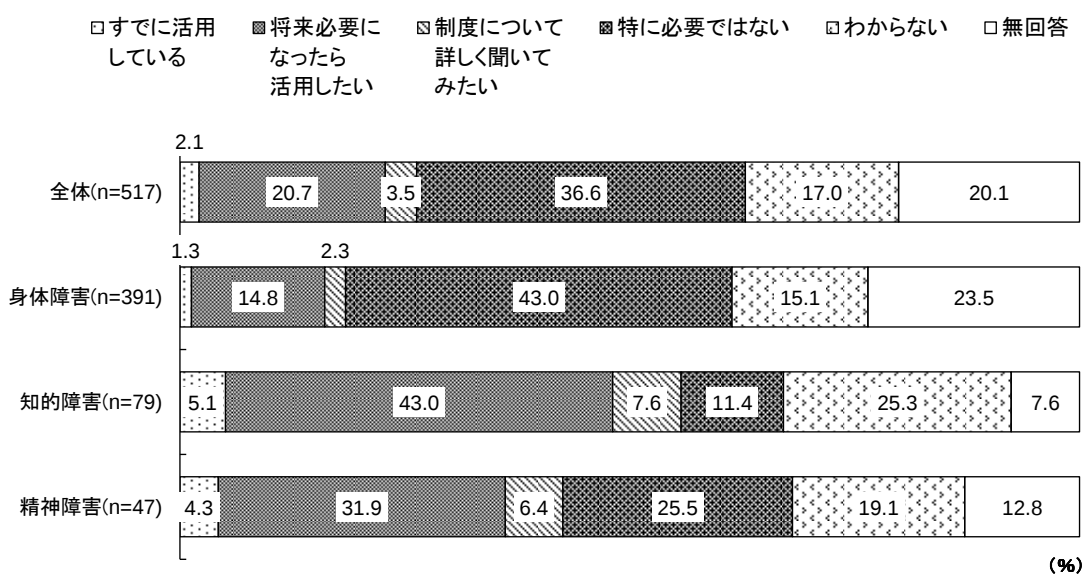


※障害のない町民への調査結果

成年後見制度の利用意向

全体では、「特に必要ではない」が36.6%と最も多く、次いで「将来必要になったら活用したい」が20.7%、「わからない」が17.0%などとなっています。

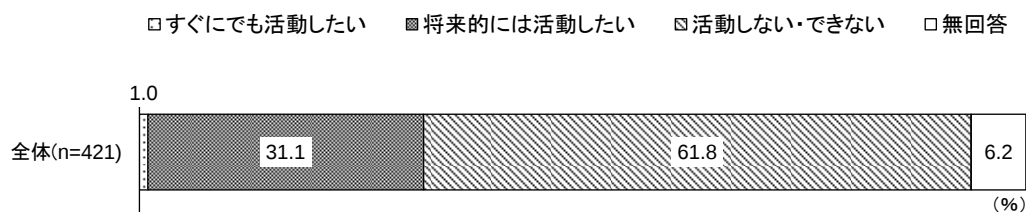
障害別にみると、知的障害で「将来必要になったら活用したい」の割合が最も高くなっています。



※障害者(児)への調査結果

今後福祉関係のボランティア活動をしたいか

「すぐにでも活動したい」が1.0%、「将来的には活動したい」が31.1%に対し、「活動しない・できない」は61.8%となっています。

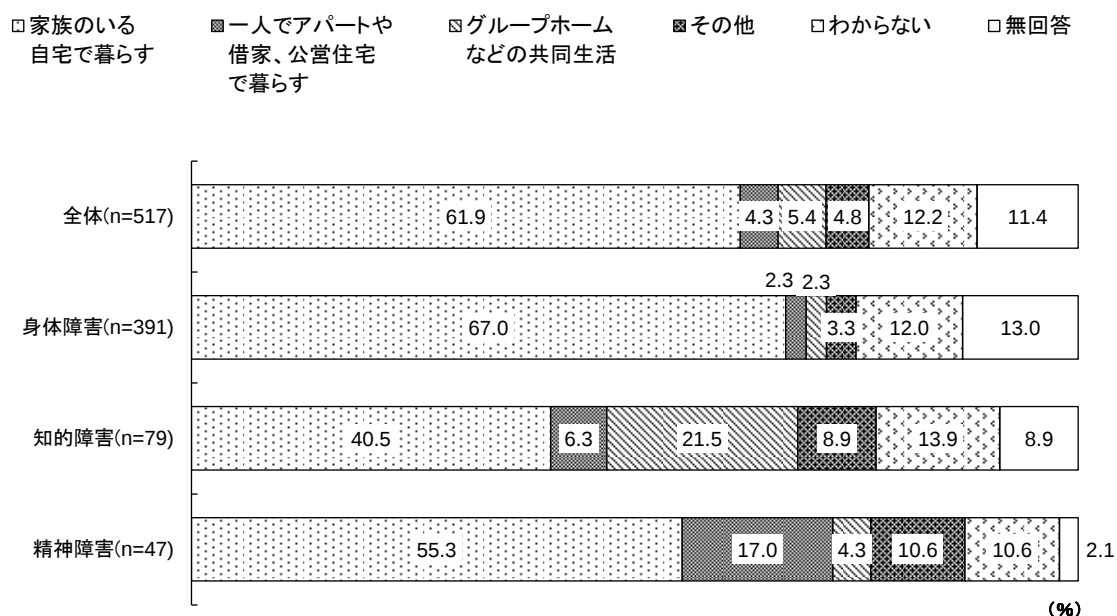


※障害のない町民への調査結果

今後希望する暮らし方

全体では、「家族のいる自宅で暮らす」が61.9%と最も多く、次いで「わからない」が12.2%、「グループホームなどの共同生活」が5.4%などとなっています。

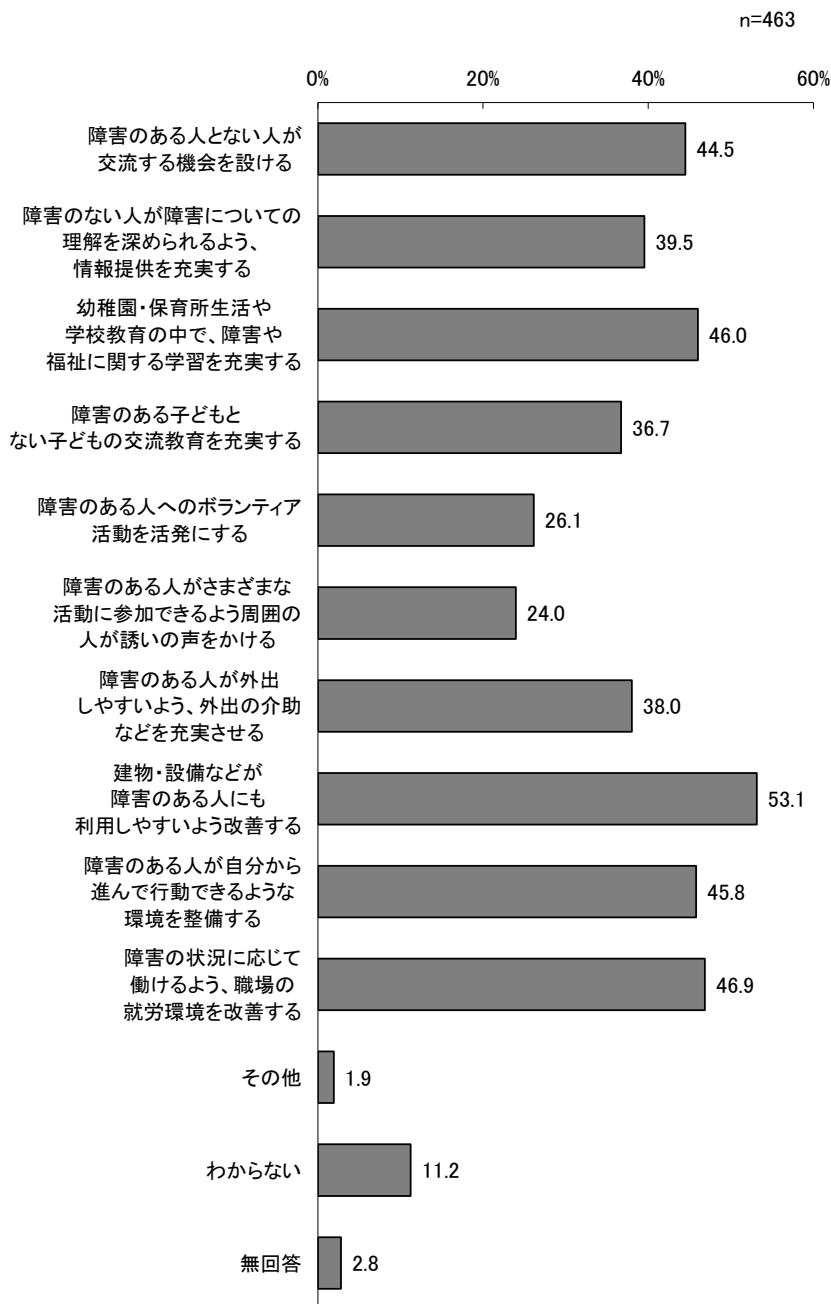
障害別にみると、知的障害では「家族のいる自宅で暮らす」が最も多く挙げられているものの、「グループホームなどの共同生活」が2割を超えて高い割合となっています。精神障害でも最も多い「家族のいる自宅で暮らす」を除くと、「一人でアパートや借家、公営住宅で暮らす」の割合が、他の障害と比較して高い割合となっているのが特徴です。



※障害者(児)への調査結果

共生社会の実現のために必要なこと

全体では、「建物・設備などが障害のある人にも利用しやすいよう改善する」が53.1%と最も多く、次いで「障害の状況に応じて働けるよう、職場の就労環境を改善する」が46.9%、「幼稚園・保育所生活や学校教育の中で、障害や福祉に関する学習を充実する」が46.0%などとなっています。

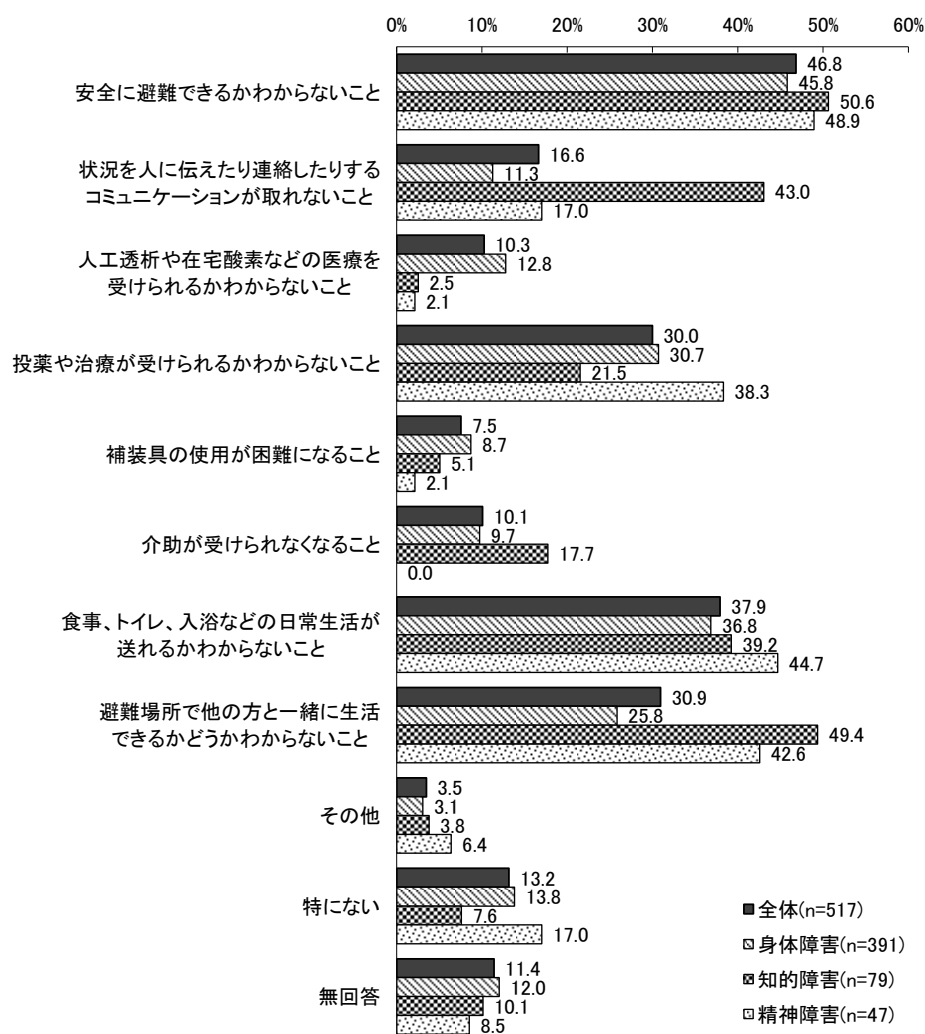


※障害のない町民への調査結果

災害時に心配なこと

全体では、「安全に避難できるかわからないこと」が46.8%と最も多く、次いで「食事、トイレ、入浴などの日常生活が送れるかわからないこと」が37.9%、「避難場所で他の方と一緒に生活できるかどうかかわからないこと」が30.9%などとなっています。

障害別にみると、知的障害では「状況を人に伝えたり連絡したりするコミュニケーションが取れないこと」、精神障害では「投薬や治療が受けられるかわからないこと」の割合も高くなっています。



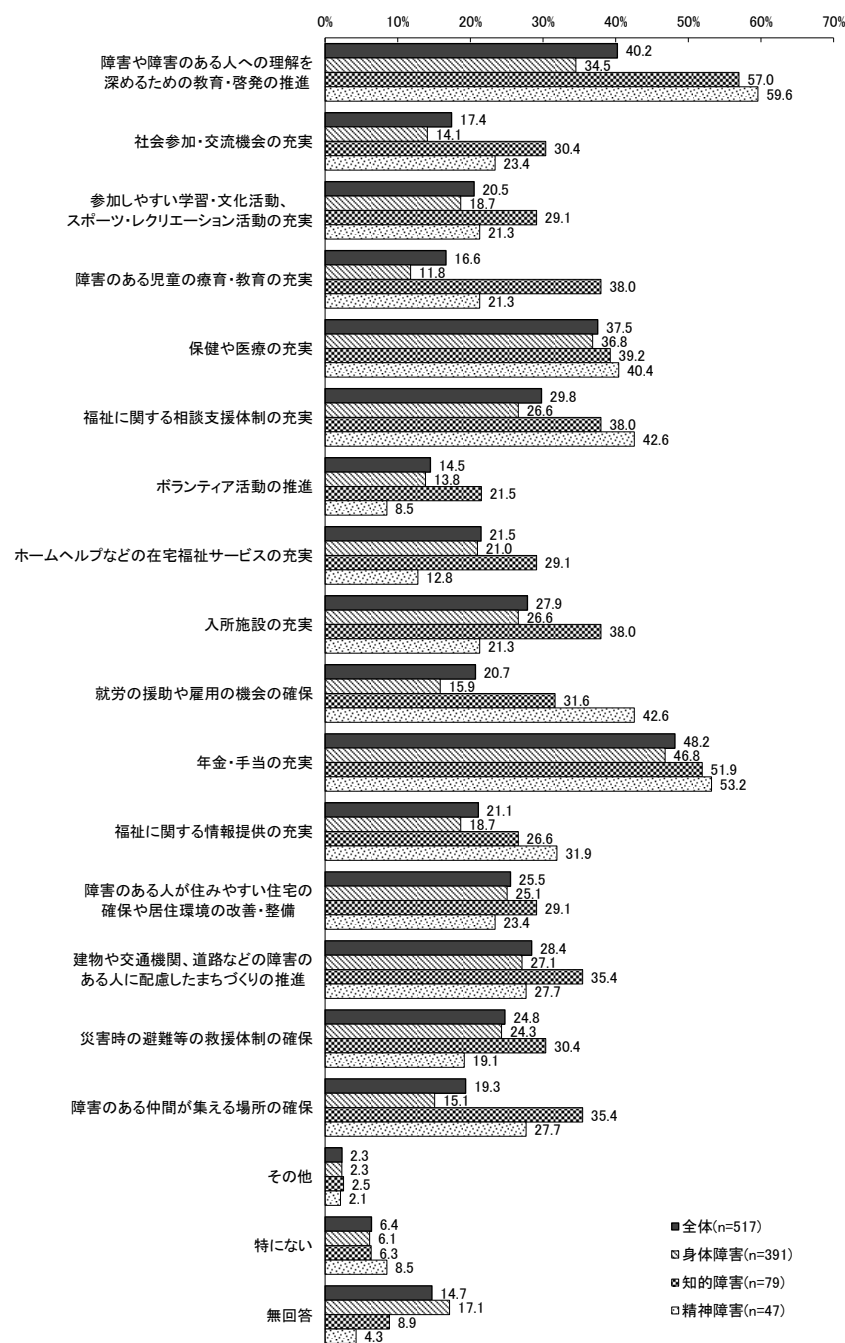
※障害者(児)への調査結果

今後力を入れるべき施策

【障害者（児）への調査結果】

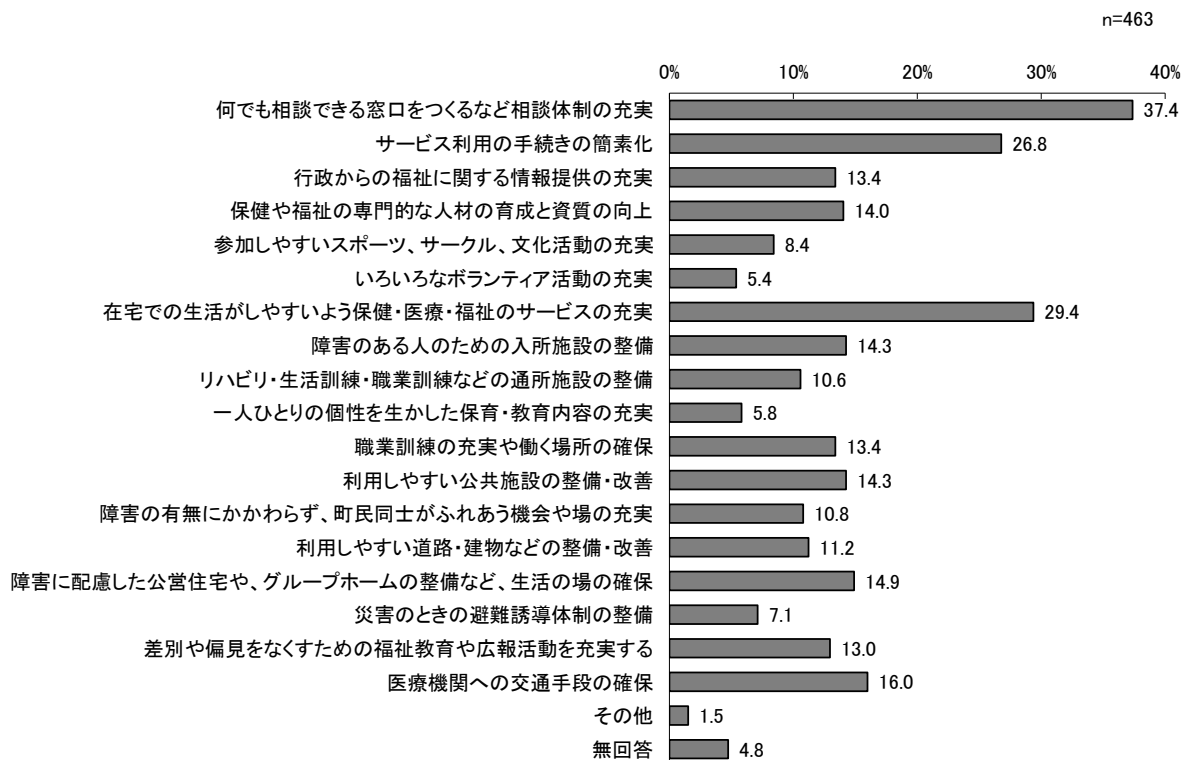
全体では、「年金・手当の充実」が48.2%と最も多く、次いで「障害や障害のある人への理解を深めるための教育・啓発の推進」が40.2%、「保健や医療の充実」が37.5%などとなっています。

障害別にみると、身体障害では「年金・手当の充実」、知的障害と精神障害では「障害や障害のある人への理解を深めるための教育・啓発の推進」の割合が最も高くなっています。



【障害のない町民への調査】

「何でも相談できる窓口をつくるなど相談体制の充実」が 37.4%と最も多く、次いで「在宅での生活がしやすいよう保健・医療・福祉のサービスの充実」が 29.4%、「サービス利用の手続きの簡素化」が 26.8%などとなっています。



第 2 部 吉見町障害者計画

第1章 基本理念

平成23年の「障害者基本法」の改正では、障害者が社会のあらゆる活動に参加する主体であるとの認識のもと、全ての人が障害の有無にかかわらず、あらゆる分野において分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現が法の目的として規定されました。

本町では、平成19年度に策定した「吉見町障害者計画・吉見町障害福祉計画」において“障害のある人も、他の人と共に生活や活動のできる社会づくり（ノーマライゼーション）”を基本理念に掲げ、障害者施策の総合的かつ計画的な推進を図ってきました。しかしながら、本町の基本理念や国が掲げた「共生社会」の実現には、いまだ解決すべき課題が残されております。今後も、町民一人ひとりがそれらの課題に関して、それぞれの役割を担い、ともに暮らししていくことのできる地域社会を実現していくために、継続的な取組が必要となります。

そこで、本計画においては、これまでの基本的な考え方を継承しつつ、かつ国及び県の障害者施策に関する方向性を踏まえ、以下のとおり基本理念を定めます。

**障害のある人もない人も、
ともに暮らし参加する共生の地域づくり**

第2章 基本目標

本町では、「障害のある人もない人も、ともに暮らし参加する共生の地域づくり」をめざすため、以下の6つの基本目標を掲げ、重点的に取り組む施策の基本指針とします。

基本目標1 とともに認め合い、支え合う地域づくりの推進

差別や偏見がなく、ともに認め合う地域づくりを推進していくため、障害や障害者に対する正しい理解の促進を図るとともに、障害者の権利を守る取組を推進します。また、多様なボランティア活動の推進を図り、だれもが支え合い、ともに生きる地域の実現をめざします。

基本目標2 健やかに暮らせる保健・医療の充実

だれもが健やかに暮らせるまちづくりを推進していくため、各種健康診査事業等をはじめとする健康づくりに関する施策の充実を図ります。また、福祉と保健・医療のさらなる連携に努め、一人ひとりの障害や病気の状況に応じた支援の充実を図ります。

基本目標3 豊かな生活を支える福祉サービスの充実と基盤整備

障害者が住み慣れた地域で、自分らしく豊かな生活を送ることができるよう、相談支援体制の充実ときめ細かな情報提供体制の構築に努めます。また、一人ひとりのニーズに応じた福祉サービスの充実と基盤整備を図ります。

基本目標4 個性と可能性を伸ばす療育・教育の充実

障害児の個性と可能性を伸ばす環境づくりを推進していくため、障害等を早期に発見し、適切な療育・教育に結びつくよう支援体制の充実を図ります。また、保育や教育等のさまざまな場面において障害児の受け入れ体制の整備を図るとともに、関係機関と連携し、乳幼児期から学校卒業後までの一貫した支援に努めます。

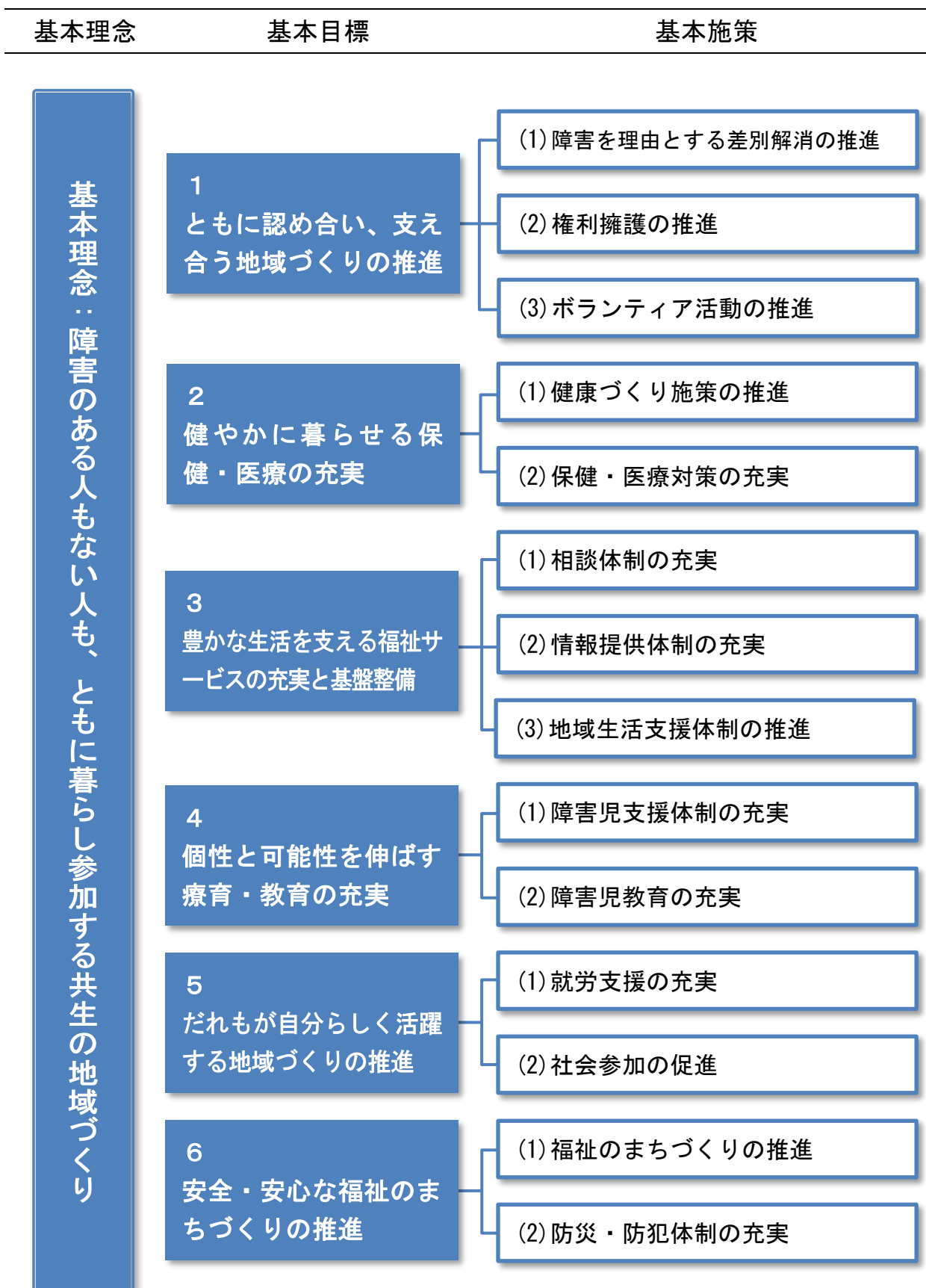
基本目標 5 だれもが自分らしく活躍する地域づくりの推進

障害のある人もない人も、だれもが自分らしく活躍する地域づくりを推進していくため、障害等の特性や個々の状況に応じた就労支援の充実を図ります。また、障害者が文化・スポーツ活動など、地域のさまざまな活動に積極的に参加できるよう、活動の場や機会の拡大に努めます。

基本目標 6 安全・安心な福祉のまちづくりの推進

安全・安心な福祉のまちづくりを推進していくため、公共施設や住まいのほか、移動・交通環境等、ハードとソフトの両面から全ての人が暮らしやすい生活環境の整備をします。また、災害時等の緊急事態にも対応できるよう、地域ぐるみの防災体制の構築を推進していくとともに、犯罪被害等の未然防止のため、市民の意識啓発や地域の見守り体制の強化に努めます。

第3章 施策の体系



第4章 施策の展開

基本目標1 とともに認め合い、支え合う地域づくりの推進

(1) 障害を理由とする差別解消の推進

現状と課題

平成28年4月の「障害者差別解消法」施行により、障害を理由とする差別の解消に向けた取組がこれまで以上に重要となっています。しかし、アンケート調査の結果によると、「障害者差別解消法」の認知度はまだまだ低く、障害者でも多くの方がこの法律を「知らない」と回答しています。また、合理的配慮の考え方についても、今回のアンケートで「はじめて知った」という方が7割近くにのぼっており、さらなる周知・啓発が求められます。

これまで、広報やホームページ等のほか、各種イベント等の開催を通じて、新たな法制度の周知や障害者福祉に関する情報提供等、障害についての理解を促進する取組を進めてきました。今後はこれらの取組をさらに充実させていくとともに、障害者差別解消支援地域協議会の設置・運営等、地域全体で差別の解消に向けた取組を推進していく必要があります。

主な施策	内容
啓発・広報の充実	「障害者差別解消法」の趣旨に基づき、差別の解消や合理的配慮の考え方について普及・啓発を図るとともに、障害に関する理解が進むよう、広報やホームページ等で情報提供の充実を図ります。
障害者差別解消支援地域協議会の設置・運営	「障害者差別解消法」に基づく障害者差別解消支援地域協議会を設置し、障害者差別に係る相談事例の共有や意見交換等を行うことにより、参加関係機関の相互理解、ネットワークの構築等図り、差別解消の取組を推進します。
障害理解の促進	障害者週間（12月3日～12月9日）に合わせてイベントを開催するなど、障害及び障害者についての理解普及に努め、全ての町民が障害者に対して適切な援助ができるよう、障害に対する理解の促進に努めます。
職員対応要領の運用	「障害者差別解消法」に基づく職員対応要領を適切に運用し、町職員に対して必要な研修及び啓発を行います。
福祉教育の推進	社会福祉協議会と連携しながら、学校教育においては、福祉指定校等の推進とその定着を、社会教育等においては各種講座、教室を開催します。

（２）権利擁護の推進

現状と課題

ともに認め合い、支え合う地域づくりを推進していくために、障害者の権利を守る取組は非常に重要な施策となります。これまで、障害者の権利と財産を守るための仕組みである成年後見制度の利用促進を図るなど、権利擁護に関する支援の充実に取り組んできました。

アンケート調査の結果によると、成年後見制度の将来的な利用意向は知的障害者で４割強、精神障害者で３割強とそれぞれ高くなっています。しかし、制度の活用について「わからない」との回答も、知的障害者で４人に１人、精神障害者で５人に１人が挙げており、制度内容についての周知がまだまだ十分ではない状況です。

今後は、これまで以上に障害者やその家族の高齢化が進展することが予測されるため、“親亡き後”を見据えたさらなる権利擁護体制の整備を推進していく必要があります。また、障害者の権利と尊厳を守るため、虐待防止に関する対策についても、引き続き適切な対応を図っていく必要があります。

主な施策	内容
成年後見制度の利用促進	障害者の権利と財産を守るため、成年後見制度の周知・啓発を図るとともに、制度の利用促進に努めます。
成年後見制度利用支援事業の推進	成年後見制度の利用が困難な方に、費用の全部または一部を助成し、審判請求手続きに係る費用負担の軽減を図ります。
障害者虐待防止事業の推進	障害者虐待の防止及び養護者に対する支援のため、障害者虐待防止センターにおいて、相談、情報提供及び関係機関との連絡調整などを行います。

(3) ボランティア活動の推進

現状と課題

障害者の地域生活を支えていくためには、行政が実施するサービスだけでなく、町民によるボランティア活動の推進を図ることが重要となります。これまで、各種講座の開催やボランティアセンターの充実、ボランティア団体同士の連携強化など、社会福祉協議会とともにボランティア活動を活発化させるための取組を推進してきました。

障害のない町民へのアンケート調査の結果によると、福祉関係のボランティア活動を「将来的にはしたい」という方の割合は3割強となっており、潜在的な活動意向は決して低くない状況です。今後も、より多くの町民が多様なボランティア活動に参加できるよう講座の開催支援やボランティアメニューの充実を図るなど、ボランティアを希望する町民がボランティア活動に参加しやすい環境整備を図っていく必要があります。

主な施策	内容
多様なボランティア活動の推進	ボランティア講座等を支援し、多様なボランティア活動の推進を図ります。そのため、障害者のニーズに基づいたボランティアメニューの充実を図ります。
ボランティアセンターの支援	社会福祉協議会による、ボランティアの育成と確保、コーディネート（調整）、各種情報の提供、相談等を行うボランティアセンターを支援します。また、ボランティア団体同士、ボランティア団体と障害者団体等各種団体の連携強化を支援します。
手話ボランティア活動の推進	聴覚障害者の活動や社会参加を促進するため、社会福祉協議会と連携し、手話ボランティアの確保と育成の支援をします。

基本目標２ 健やかに暮らせる保健・医療の充実

（１）健康づくり施策の推進

現状と課題

障害の原因となる疾病はさまざまですが、できるだけ早期に対応することで症状の軽減が期待できることから、各種健康診査の推進を図り、疾病予防や早期治療につなげていくことが重要です。また、生活習慣病が原因となる障害が増えているため、運動教室や健康教室を開催し、生活習慣の改善や健康づくりの意識啓発を図っていく必要があります。

また、障害者の地域での自立した生活を支えるとともに、障害の重度化や重複化を防ぐ必要があります。

主な施策	内容
各種健康診査の推進	健康診査や健康診断の重要性を周知し、健康づくり意識の啓発に努めます。
訪問指導の充実	保健師等の訪問指導を推進し、必要に応じて訪問指導体制の充実を図ります。
こころの健康相談の周知	こころの不調への早期発見・相談・治療へつなぐため、相談窓口の周知に努めます。

(2) 保健・医療対策の充実

現状と課題

障害者が地域で安心して暮らしていくためには、障害があることや経済的な理由等が受診の妨げとなることなく、適切な保健・医療サービスを受けられることが重要です。アンケート調査の結果によると、医療を受けるにあたっての困りごととして、「医院、病院が遠い」、「お金がかかりすぎる」との回答が上位に挙げられており、今後も障害者の受診機会の確保等の支援施策の充実を図っていく必要があります。

また、難病患者等については、医療費助成制度の対象となる疾病が拡大されており、引き続き制度の周知に加え、病気の特性や個別のニーズに合わせたサービスの提供など、適切な支援体制の整備が求められます。

主な施策	内容
保健相談の充実	保健センターにおいて、障害者や難病患者に対する相談や、保健師等の専門職員による療育相談、親子教室の開催等指導の充実を図ります。
歯科保健の推進	外出の困難な障害者のため、訪問歯科指導の周知を図るとともに、歯科医療機関との連携を強化します。
難病患者への支援の推進	保健所と連携し、難病患者や家族への相談や支援体制の整備に努めるとともに、指定難病医療給付制度や利用可能な障害福祉サービスの周知を図ります。
医療費助成制度利用の促進	医療費助成制度の周知を図り、制度利用の促進を図ります。

基本目標 3 豊かな生活を支える福祉サービスの充実と基盤整備

(1) 相談体制の充実

現状と課題

障害者がその人らしく豊かな生活を送るためには、身近な地域で障害や日常生活に関することを気軽に相談できる体制を充実していくことが重要です。また、障害福祉サービスの利用を希望する方が、個々の状況やニーズに合った適切なサービスの利用につながるよう、計画相談支援と障害児相談支援を推進していく必要があります。

アンケート調査の結果によると、町の相談窓口を利用しやすくするために必要なこととして、「いつでも相談に応じてくれる」、「ちょっとした事でも相談に応じてくれる」、「信頼できる相談者がいる」などが上位に挙げられています。

今後も、身近な相談窓口の充実を図るとともに、関係機関が連携し、より相談しやすい体制づくりを進めていくことが重要です。

主な施策	内容
身近な相談窓口の充実	役場や保健センター等で気軽に相談できるよう、相談体制の充実を図るとともに、保健師やヘルパー、障害者相談員、民生・児童委員が相談の窓口となって幅広い窓口を確保します。
計画相談支援・障害児相談支援の推進	障害福祉サービス等の利用を希望する方が、それぞれの状況に応じて切れ目のない支援を受けられるよう、計画相談支援・障害児相談支援の推進を図ります。
専門機関との連携の推進	県の機関や教育、福祉、就労、医療施設や関連機関等との連携を図り、専門的サービスの提供の充実を図ります。

(2) 情報提供体制の充実

現状と課題

障害者が地域で主体的に生活していくためには、障害特性に応じた適切な情報提供の手段が用いられ、多様な方法により情報を受け取ることのできる環境が整備されていることが重要です。

アンケート調査の結果によると、福祉制度に関する情報の入手先として「町の広報紙やパンフレット」が最も多く挙げられていることから、今後も引き続き広報や各種パンフレット等の情報媒体の充実を図るとともに、情報提供手段の充実についても検討していく必要があります。

また、聴覚、音声・言語機能に障害がある人のコミュニケーションの確保と情報保障を図ることが求められます。

主な施策	内容
情報提供窓口の充実	役場や保健センター、社会福祉協議会等の情報提供窓口の充実を図ります。
通信機器による情報提供の充実	電話、ファクシミリ等、多様な通信機器の利用による情報提供の充実を図ります。
コミュニケーション手段の充実	聴覚、音声・言語機能に障害がある人が、必要とする情報を得ることができるよう手話通訳者や要約筆記者を派遣します。

(3) 地域生活支援体制の推進

現状と課題

障害者が地域で暮らし続けていくためには、障害の特性や生活環境等に応じた障害福祉サービス等の支援を充実させていくことが重要です。

アンケート調査の結果によると、今後利用したい障害福祉サービス等として、身体障害者では移動やバリアフリー環境の整備に関するサービスの利用意向が高く、知的障害者では日中活動系サービスやグループホームの整備など、精神障害者では就労支援に関するサービスの利用意向が高くなっています。

また、今後は障害者の重度化・高齢化に対応するため、介護保険サービスとの連携や、医療的ケアが必要な方への支援体制の整備が必要となるなど、総合的な地域生活支援の体制づくりが求められます。

主な施策	内容
障害福祉サービス等の提供体制の確保	支援を必要とする方が、適切にサービスや制度を利用できるよう「障害福祉計画」や「障害児福祉計画」に基づき、ニーズ量・見込量等に応じたサービス提供体制の確保に努めます。
日中活動の場の確保	生活介護や自立訓練といったサービスの提供体制を確保するとともに、地域活動支援センターの取組を推進します。
介護保険サービスとの連携	高齢の障害者へ適切な対応を図るため、介護保険サービスとの連携を推進するとともに、サービス利用に関する情報の周知に努めます。
医療的ケアに対応した支援体制の整備促進	医療的ケアが必要な障害者の対応などについて、保健・医療分野等と福祉分野との連携体制の構築に努めます。
地域生活支援拠点の整備	障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるとともに地域移行を進めるため、近隣市町村との連携も含め地域生活支援拠点の整備に取り組みます。
経済的支援の周知	各種年金や手当等の経済的支援制度について周知し、利用の促進を図ります。

基本目標 4 個性と可能性を伸ばす療育・教育の充実

(1) 障害児支援体制の充実

現状と課題

障害児の能力や個性を最大限に伸ばすためには、保健事業や障害福祉サービス等を通じて、障害等を早期に発見し、適切な療育につなげていくことが重要です。そのためにも、保健、福祉、保育、教育等のさらなる連携を進め、一人ひとりの状況に応じたきめ細かな支援が提供できる体制づくりが必要となります。

また、アンケート調査の結果によると、子どもが保育所や幼稚園、学校等にいる以外の時間に希望する過ごし方として、「放課後等デイサービス」や「児童発達支援」を利用したいとの回答が挙げられていることから、今後も引き続き希望する方が円滑にサービスを利用することができるよう相談体制や情報提供の充実を図っていく必要があります。

主な施策	内容
療育体制の整備	障害等の早期の発見から療育につなげるため、子どもの家庭環境に適した相談指導ができる体制の整備に努めます。
障害児通所支援の充実	児童発達支援や放課後等デイサービス等の提供体制の確保と利用促進を図ります。
就学相談の充実	就学相談の充実を図り、障害児に最も適した教育の推進を図ります。
教育相談体制の充実	就学支援の充実のため、就学支援委員の研修を推進するとともに、特別支援教育担当教諭の研修の充実を図ります。

（２）障害児教育の充実

現状と課題

障害児の教育については、障害特性や状態、能力・適性などに応じた学習の機会を提供し、児童・生徒一人ひとりの個性を尊重した教育を推進していくことが重要です。

このような教育を進めるために、特別支援教育の考え方のもと、関係機関との連携を図りながら、障害のある児童・生徒の良さや可能性を伸ばし社会的な自立を図るための教育支援を継続していくことが重要です。

また、平成 23 年 7 月の「障害者基本法」改正によって、障害のある児童・生徒も障害のない児童・生徒もともに学ぶ“インクルーシブ教育システム”の方向性が、特別支援教育と並ぶもう 1 本の柱として示されました。今後はさらに、障害のある児童・生徒と障害のない児童・生徒との交流及び共同学習の拡充を図っていくことが求められます。

主な施策	内容
特別支援教育の充実	学習障害や注意欠陥多動性障害等の児童・生徒に対して、一人ひとりの能力や個性に応じた支援の充実を図るとともに、特別支援教育担当教諭等の研修を進め、特別支援教育の充実を図ります。
交流及び共同学習の推進	学校教育において、障害のある児童・生徒と障害のない児童・生徒との交流及び共同学習を推進します。
地域社会との交流の推進	障害児を含む児童・生徒と、ボランティアで活躍する方々をはじめとする地域社会との交流を推進します。
学校施設の整備	学校施設のバリアフリー化や障害に応じた施設の整備を行います。

基本目標5 だれもが自分らしく活躍する地域づくりの推進

(1) 就労支援の充実

現状と課題

就労は、障害者が地域で自立して生活していくために不可欠な要素であり、社会参加の促進、生きがいにもつながります。

アンケート調査の結果によると、障害者の就労のために必要なこととして、「事業主や職場の人たちの障害に対する理解」が最も多く挙げられ、「障害の状態にあわせた働き方を認めること」などの回答も多く挙げられています。

今後も、障害者の雇用機会の拡大に向け、民間事業所に対する法制度の周知や障害理解の促進を図るとともに、福祉的就労の場の充実や就労移行・就労定着に向けた支援の充実に取り組んでいくことが必要です。

主な施策	内容
雇用機会の拡大	公的機関における障害者の雇用の推進を図ります。
民間における雇用の啓発	障害者の雇用に関する制度の理解と認識を深めるため、広報等を活用し啓発に努めます。
通所施設での就労支援等の利用促進	就労移行支援事業、就労継続支援事業の実施、利用促進のための周知を行います。
就労環境の向上	「吉見町障害者優先調達方針」に基づき、優先的に障害者就労施設等からの物品等の調達に努めます。

(2) 社会参加の促進

現状と課題

障害者が快適に日常生活を送ることができ、社会のさまざまな分野へ積極的に参加していくためには、移動や外出の手段が確保されていることが重要です。これまで、障害者の移動支援のため、福祉タクシー利用券交付のほか、外出時の介護等を受ける移動支援や同行援護、行動援護等のサービス、自動車運転免許証取得や改造に伴う助成等の事業を実施しています。

しかし、アンケート調査の結果によると、外出時に不便に感じることで「介助者がいないと外出できない」ことや、「建物の入口や内部の段差や階段」が外出時の妨げになっているとの回答が多く挙げられており、今後も引き続き、気軽に外出でき、活動範囲を広げることができる環境整備が求められます。

また、障害者の社会参加を促進していくため、文化・スポーツ活動の機会や場の確保を図るとともに、地域で多様な活動を支える地域活動支援センターの役割が重要となっています。

主な施策	内容
移動・外出支援の利用促進	同行援護や行動援護、移動支援事業など、障害者の移動、外出を支援するサービスの提供体制を確保するとともに、サービスの周知と利用促進を図ります。
福祉車両利用制度の充実	外出援助のための生活サポート事業の充実を図るとともに、福祉車両利用料の助成制度の周知に努めます。
自動車の利用支援	自動車による外出を支援するため、自動車改造費補助制度の利用促進を図ります。
地域活動支援センターの活用促進	地域の実情に応じた創作的活動、生産活動の機会の提供や、社会との交流を図るための各種事業を行う地域活動支援センターの取組向上を図ります。
文化・芸術、スポーツ活動等への参加促進	文化・芸術、スポーツ活動等に参加できるように、広報やホームページ等を活用し情報を提供します。
公共交通の充実	公共施設等をネットワークする公共交通システムのより一層の充実を図り、利用促進のための周知を行います。

基本目標6 安全・安心な福祉のまちづくりの推進

(1) 福祉のまちづくりの推進

現状と課題

だれもが安全・安心に暮らしていくために、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（通称「バリアフリー法」）」や、「埼玉県高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の整備に関する条例」、「埼玉県福祉のまちづくり条例」等の理念の普及・啓発を図るとともに、障害者や高齢者などの活動や生活のしやすさに配慮された、全ての人が暮らしやすい生活環境の整備を推進していく必要があります。

主な施策	内容
公共施設のバリアフリー化	県の福祉のまちづくり条例、ユニバーサルデザイン推進基本方針に基づいて既存の公共施設等のチェックを行い、適合しない施設については改善に努めます。また、役場等、障害者の生活にとって重要な施設のバリアフリー化を推進します。
民間施設のバリアフリー化	人の集まる民間施設について、県の福祉のまちづくり条例、ユニバーサルデザイン推進基本方針に基づいた整備を関係機関に要請していきます。
住宅改造の支援	在宅での生活が可能となるように行う住宅の改造について、改造費の助成をします。
歩行空間の整備	歩道の整備にあたっては、県の福祉のまちづくり条例を基本とし実施するとともに、既存の道路施設の段差解消に努めます。また「バリアフリー法」に基づき、公共施設や病院等、障害者の生活に関連がある施設に対して、障害者用駐車スペースの確保を要請します。

(2) 防災・防犯体制の充実

現状と課題

災害時にだれもが安全に避難できるよう、関係機関や地域の住民と連携した防災体制の充実を進めるとともに、災害時の避難場所や避難行動などについて周知・啓発を図っていくことが重要です。

また、アンケート調査の結果によると、災害時に心配することとして、「食事、トイレ、入浴などの日常生活が送れるかわからないこと」や「避難場所で他の方と一緒に生活できるかどうかかわからないこと」などの避難後の生活に関する心配事が上位に挙げられていることから、障害者が安心して利用できる福祉避難所の体制整備についても引き続き取り組んでいく必要があります。

加えて、障害者が犯罪等の被害に巻き込まれないよう、警察や学校等の関係機関と連携し、より一層地域の見守り体制を強化させていくとともに、障害特性に配慮した情報提供等の充実が求められます。

主な施策	内容
防災体制の充実	「吉見町地域防災計画」に基づき、障害者が災害時に的確に避難等の対応ができるよう体制づくりを進めます。また、避難行動要支援者名簿の適切な運用と関係機関の連携により、地域の支援体制の構築を図ります。
福祉避難所での支援体制	福祉避難所での受け入れ、移送等において、障害に配慮した対応が図れるよう、事前の体制整備に努めます。
自主防災組織の活動支援	障害者の避難や誘導を援助する地域に根ざした自主防災組織づくりとその育成を図ります。
地域安全運動の推進	障害者が犯罪等の被害に巻き込まれないよう、警察や学校等との連携を強化し、地域における見守り体制の充実に努めます。
消費者被害の防止	障害者が詐欺や悪質商法による被害にあわないよう、関係機関及び団体と連携し、障害の特性に配慮した情報提供等に努めます。

第 3 部 吉見町障害福祉計画（第 5 期）・
吉見町障害児福祉計画（第 1 期）

第 1 章 障害福祉計画(第 5 期)・障害児福祉計画(第 1 期)策定にあたって

平成 25 年 4 月、障害者自立支援法の改正により、「障害者総合支援法」が施行されました。同法では、施行後 3 年をめぐりとして、障害福祉サービスのあり方等について検討するとされていたことから、国の社会保障審議会障害者部会における検討結果等に基づき、平成 28 年 5 月には障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律が成立しました。

平成 30 年 4 月から施行された同改正法では、障害者の地域生活を支援するためのサービスとして、「自立生活援助」や「就労定着支援」の新設が図られるとともに、重度訪問介護の訪問先の拡大、高齢障害者に介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直し等が行われました。加えて、障害児支援ニーズの多様化へのきめ細かな対応を図るとして、「居宅訪問型児童発達支援」の新設や「保育所等訪問支援」の支援対象の拡大が行われるとともに、障害児のサービス提供体制の計画的な構築を図るため、市町村においても「障害児福祉計画」を策定することが義務づけられました。

本町においては、平成 19 年 3 月に策定した第 1 期障害福祉計画以降、3 年を一期として第 4 期まで障害福祉計画の改定を重ね、障害者の地域生活を支援するためのサービス基盤の整備等について、計画的に施策の推進を図ってきました。今回の障害福祉計画では、第 4 期障害福祉計画において設定した数値目標等に関する評価のほか、各年度における障害福祉サービス等の実績を踏まえ、平成 32 年度を目標年度とした成果目標を設定するとともに、各年度における障害福祉サービス等の見込み量及び確保のための方策等について定めるものです。

また、児童福祉法の改正において「障害児福祉計画」の策定が義務づけられたことから、身近な地域で障害児通所支援などの専門的な支援を確保するとともに、障害児やその家族に対して乳幼児期から学校卒業まで一貫した支援の提供体制を構築していくため、新たに平成 30 年度から平成 32 年度を計画期間とする「第 1 期障害福祉計画」を、第 5 期障害福祉計画と一体的なものとして策定しました。

第2章 サービス提供体制の確保に関する基本的な考え方

障害者施策の推進に向けて、以下のような基本的な考え方に基づき、障害福祉サービスなどの必要量を見込み、その確保のための方策を示します。

- 必要な訪問系サービスを保障
- 希望する日中活動系サービスを保障
- グループホームの確保及び地域生活支援拠点等の整備
- 必要な相談支援体制を確保し、地域生活移行や地域定着を支援
- 福祉施設から一般就労への移行等を推進
- 障害児支援体制の確保・充実

第3章 成果目標の設定

障害者の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援を進めるため、次の5つの目標値を設定します。

- 1 福祉施設の入所者の地域生活への移行
- 2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- 3 地域生活支援拠点等の整備
- 4 福祉施設から一般就労への移行
- 5 障害児支援の提供体制の整備等

5つの目標値の設定にあたっては、国の指針を踏まえつつ、本町の実情に応じて設定します。

また、設定した目標値の実現に向けて、既に在宅サービスや福祉施設を利用している人に加え、特別支援学校の卒業者、退院可能な精神障害者、サービスを必要とする障害者を対象に、自立訓練や就労移行支援をはじめとする日中活動系サービスの利用や居住系サービスの確保、訪問系サービスの充実を図ります。

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

【国の基本指針の考え方】

- ・平成 28 年度末時点における施設入所者の 9 %以上が平成 32 年度末までに地域生活に移行する。
- ・平成 32 年度末時点の施設入所者数を平成 28 年度末時点の入所者数から 2 %以上削減する。

(1) 福祉施設から地域生活への移行

平成 28 年度末時点において、障害者の福祉施設に入所している人は 37 人です。平成 32 年度末までの数値目標については、平成 28 年度末の施設入所者数 37 人から 4 人（10.8%）が地域生活へ移行することを目標とします。

施設入所者の地域生活への移行を実現するためには、グループホームなどの住まいの場の確保や地域における安心した暮らしを支える支援体制の整備など、更なる地域移行の取組の強化が必要です。

◇成果目標の設定

平成 28 年度末の施設入所者数	平成 32 年度末までの 地域移行者数の見込み（目標値）
37 人	4 人（10.8%）

(2) 施設入所者数の削減

国の基本指針では、平成 28 年度末時点の入所者数から 2 %以上削減することとされていますが、本町では入所待機者がいる実情を踏まえ、施設入所者の削減数の目標については設定しないこととします。

2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

【国の基本指針の考え方】

- ・平成 32 年度末までに、全ての市町村ごとに保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置する。

国の指針では、平成 32 年度末までに全ての市町村ごとに保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置することを基本としています。また、医療関係者としては、病院、診療所、訪問看護ステーション等において精神科医療に携わる関係者が参加することが望ましいとしており、この協議の場については市町村単独での設置が困難な場合には、複数市町村による共同設置であっても差し支えないとされています。

◇成果目標の設定

新規に協議会等を設置するか、既存の協議会に機能を附与するかの検討を進めるとともに、圏域での対応も視野に入れ、平成 32 年度末までに協議の場の設置を目標とします。

3 地域生活支援拠点等の整備

【国の基本指針の考え方】

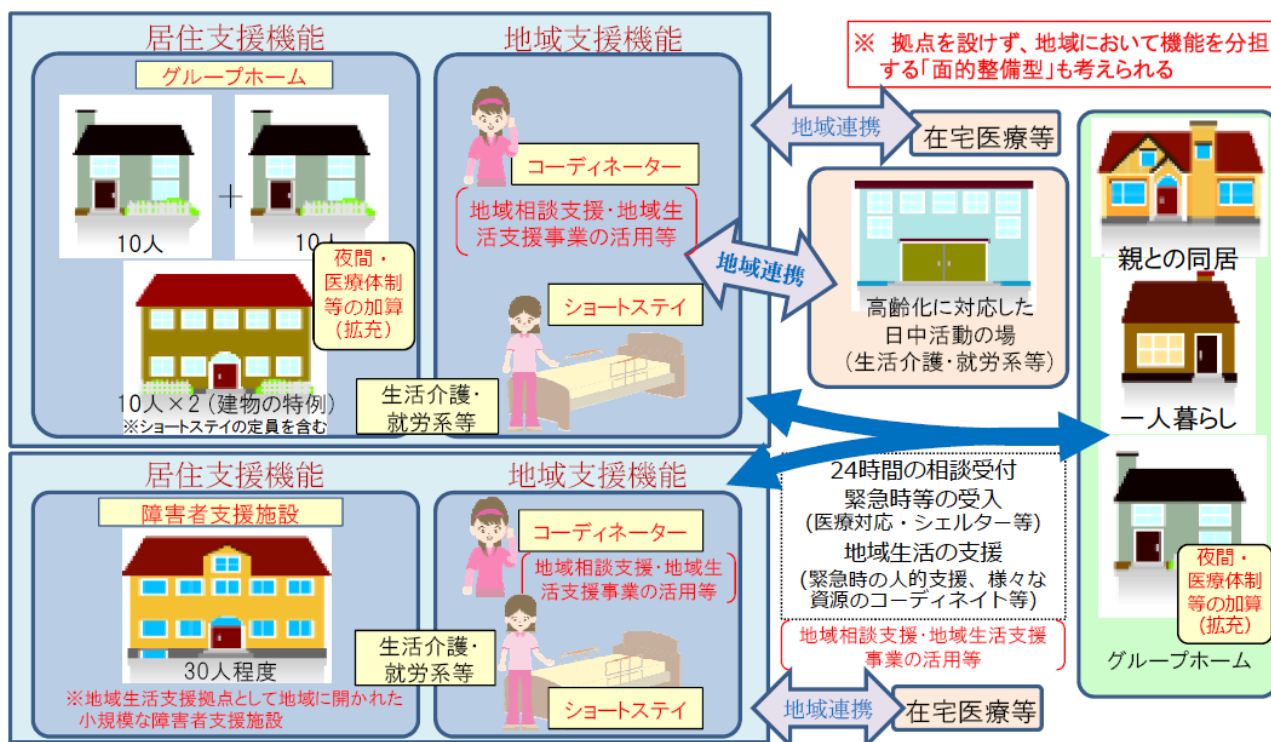
- ・平成 32 年度末までに、地域生活支援拠点を少なくとも一つ整備することを基本とする。

障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、相談、体験の機会、緊急時の対応等の必要な機能を備えた地域生活支援拠点の整備を進めていく必要があります。

◇成果目標の設定

平成 32 年度までに一つ整備することを目標とします。（圏域での整備も含む）

図 地域生活支援拠点のイメージ（出典：厚生労働省資料）



4 福祉施設から一般就労への移行等

【国の基本指針の考え方】

- ・平成 32 年度中に就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数を平成 28 年度実績の 1.5 倍以上にする。
- ・平成 32 年度末における就労移行支援事業の利用者数を平成 28 年度実績から 2 割以上増加する。
- ・就労移行率 3 割以上の就労移行支援事業所を、平成 32 年度末までに全体の 5 割以上とする。
- ・各年度における就労定着支援による支援開始から 1 年後の職場定着率を 8 割以上とする。

(1) 就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数に関する目標

国の指針に基づき、平成 32 年度中に就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する人が、2 名以上となることをめざします。

◇「一般就労移行者数」の成果目標の設定

平成 28 年度の 一般就労移行者数の実績	平成 32 年度中の 一般就労移行者数の見込み（目標値）
1 人	2 人（2.0 倍）

(2) 就労移行支援の利用者数に関する目標

平成 32 年度末の就労移行支援事業利用者数が、8 名以上となることをめざします。

◇「就労移行支援事業利用者数」の成果目標の設定

平成 28 年度の 就労移行支援事業利用者数の実績	平成 32 年度末の 就労移行支援事業利用者数の見込み（目標値）
6 人	8 人（1.33 倍）

（３）就労移行支援の事業所ごとの移行率に関する目標

現在、町内に就労移行支援事業を提供する事業所はありませんが、今後も事業者に対して必要な情報提供を図り、新たな事業者の参入を促進するとともに、現在周辺自治体の就労移行支援事業所を利用している方の就労移行率が高まるよう支援に努めます。

また今後、町内に就労移行支援事業所が設置された場合には、就労移行率が３割以上の就労移行支援事業所が、平成 32 年度末までに全体の５割以上となることを目指します。

（４）就労定着支援による職場定着率に関する目標

町内就労定着支援事業所の利用者について、各年度における就労定着支援による支援開始から 1 年後の職場定着率を、80%以上とすることを基本とします。

◇職場定着率に関する成果目標の設定

就労定着支援による支援開始から 1 年後の職場定着率
80%以上

5 障害児支援の提供体制の整備等

【国の基本指針の考え方】

- ・平成 32 年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも 1 か所以上設置する。
- ・平成 32 年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する。
- ・平成 32 年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも 1 か所以上確保する。
- ・平成 30 年度末までに、医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置する。

(1) 児童発達支援センターの整備

町内における発達障害児等の療育の充実を図るため、次のとおり成果目標を設定します。

◇成果目標の設定

平成 32 年度までに 1 か所整備することを目標とします。(圏域での整備も含む)

(2) 保育所等訪問支援の利用できる体制の整備

◇成果目標の設定

現段階で利用者もあり、利用体制は構築されています。引き続き利用しやすい環境整備や情報提供の充実に努めます。

(3) 重症心身障害児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービス事業所の確保

事業所におけるサービスの質の向上や重症心身障害児の地域における療育の場を確保するため、次のとおり成果目標を設定します。

◇成果目標の設定

平成 32 年度までに 1 か所確保することを目標とします。(圏域での整備も含む)

(4) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場について、国の指針に則して、次のとおり成果目標を設定します。

◇成果目標の設定

平成 30 年度末までに設置することを目標とします。(圏域での整備も含む)

第4章 障害福祉サービスの必要量の見込み

1 訪問系サービス

(1) 居宅介護支援

障害者・児を対象に、家庭にヘルパーを派遣して入浴、排せつ、食事の身体介護や掃除などの家事援助を行うサービスです。

(2) 重度訪問介護

重度の肢体不自由者で常時介護を必要とする身体障害者を対象に、家庭にヘルパーを派遣して食事や排せつの身体介護、掃除などの家事援助、コミュニケーション支援の他、外出時における移動介護などを総合的に提供するサービスです。

(3) 同行援護

視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者に対し、外出時等において、その障害者に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護等の支援を行うサービスです。

(4) 行動援護

知的障害者・児であって自閉症やてんかんなどの症状のある重度の者、精神障害者で統合失調症などのある重度の者を対象に、行動時の危険などを回避するために必要な支援及び移動中の介護、排泄及び食事等の支援を行うサービスです。

(5) 重度障害者等包括支援

障害支援区分6に該当し、意思の疎通が困難な重度の障害者を対象に、複数のサービスを包括的に提供するサービスです。

現 状

訪問系サービスは、障害者の地域生活を支える基本的な事業となるものです。利用実績は、平成 27 年度から平成 29 年度にかけて利用時間が横ばい、利用人数は微増傾向にあります。

今後も重度障害者を含めた障害者の利用促進、サービス供給体制の拡充を図ることが必要です。

サービス見込量

平成 29 年度までの利用者数の推移及び今後の 1 人あたりのサービス利用時間の増加を勘案し見込量を設定します。

【訪問系サービスの利用実績及び見込量】 （単位：上段 時間分/月、下段 実利用者数/月）

区 分	実 績			見込み		
	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
居宅介護 重度訪問介護	572 時間	575 時間	588 時間	600 時間	600 時間	600 時間
同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	18 人	22 人	23 人	25 人	25 人	25 人

※平成 29 年度は、9 月利用分

2 日中活動系サービス

(1) 生活介護

常時介護を必要とする障害者で、障害支援区分 3 以上（50 歳以上の場合は区分 2 以上）である方に対し、施設などで入浴、排せつ、食事の介助や創作的活動、生産活動の機会などを提供するサービスです。

現 状

生活介護は、利用者数及び利用日数ともに横ばいの状況ですが、今後も利用者のニーズに対応した活動内容の充実が求められます。

サービス見込量

平成 29 年度までの利用者数の推移及び今後の 1 人あたりのサービス利用日数の増加を勘案しサービス見込量を設定します。

【生活介護の利用実績及び見込量】（単位：上段 人日分/月、下段 実利用者数/月）

区 分	実 績			見込み		
	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
生活介護	1,093 人日	1,071 人日	1,015 人日	1,056 人日	1,078 人日	1,100 人日
	49 人	48 人	48 人	48 人	49 人	50 人

※平成 29 年度は、9 月利用分

※「単位：人日」＝（月間の利用人員）×（1 人 1 月当たりの平均利用日数）

（２）自立訓練（機能訓練・生活訓練）

「機能訓練」は、一定の支援が必要な身体障害者を対象に、地域で生活する上で、必要な身体機能や生活能力の維持・向上を図るため、一定期間（基本は 18 か月）のプログラムに基づき、訓練などを提供するサービスです。

「生活訓練」は、一定の支援を必要とする知的障害者・精神障害者を対象に、地域で生活を送る上で、必要な生活能力の維持・向上を図るため、一定期間（基本は 24 か月）のプログラムに基づき、訓練などを提供するサービスです。

現 状

自立訓練（機能訓練）、宿泊型自立訓練の利用はなく、自立訓練（生活訓練）の利用は平成 28 年度に 1 人となっています。

サービス見込量

平成 29 年度までの利用者数の現状を踏まえサービス見込量を設定します。

【自立訓練の利用実績及び見込量】 （単位：上段 人日分/月、下段 実利用者数/月）

区 分	実 績			見込み		
	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
自立訓練 （機能訓練）	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	22 人日
	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	1 人
自立訓練 （生活訓練）	0 人日	23 人日	27 人日	44 人日	44 人日	44 人日
	0 人	1 人	2 人	2 人	2 人	2 人
宿泊型自立訓練	0 人	1 人	2 人	2 人	2 人	2 人

※平成 29 年度は、9 月利用分

※「単位：人日」＝（月間の利用人員）×（1 人 1 月当たりの平均利用日数）

（３）就労移行支援

一般就労を希望し、実習や職場探しを通じて適性に合った職場への就労が見込まれる 65 歳未満の障害者を対象に、有期限（基本は 24 か月）のプログラムに基づき、生産活動やその他の活動の機会を通じて、就労に必要な知識や能力の向上のための必要な訓練などを提供するサービスです。

現 状

就労移行支援の利用者は増加傾向となっています。今後も、サービス提供体制の整備を図る必要があります。

サービス見込み量

平成 29 年度までの利用者数の現状を踏まえサービス見込量を設定します。

【就労移行支援の利用実績及び見込み】 （単位：上段 人日分/月、下段 実利用者数/月）

区 分	実 績			見込み		
	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
就労移行支援	26 人日	96 人日	164 人日	264 人日	308 人日	330 人日
	2 人	6 人	10 人	12 人	14 人	15 人

※平成 29 年度は、9 月利用分

※「単位：人日」＝（月間の利用人員）×（1 人 1 月当たりの平均利用日数）

（４）就労継続支援

①Ａ型（雇用型）

就労移行支援事業を利用したが一般企業への雇用が結びつかなかった障害者、特別支援学校を卒業後に就職活動をしたが雇用に結びつかなかった障害者などを対象に、事業者と雇用関係を結び、就労の機会の提供を受け、生産活動その他の活動の機会を通じ、知識や能力の向上のために必要な訓練などを提供するサービスです。

②Ｂ型（非雇用型）

年齢や体力等の面から就労が困難な障害者、就労移行支援事業などを利用したが雇用に結びつかなかった障害者を対象に、就労の機会を提供し、生産活動その他の活動の機会を通じて、知識や能力の向上のために必要な訓練などを提供するサービスです。

現 状

本町では、就労継続支援（Ｂ型）の事業所が３箇所となっており、今後も一定の利用者が見込まれます。一方、就労継続支援（Ａ型）の事業所が近隣市町村になく、一般就労に結びつかなかった障害者の雇用・就労を確保していく必要があります。

サービス見込み量

平成 29 年度までの利用者数の現状を踏まえ、就労継続支援（Ｂ型）の事業所及び利用者数の増加を勘案しサービス見込量を設定します。

【就労継続支援の利用実績及び見込み】（単位：上段 人日分/月、下段 実利用者数/月）

区 分	実 績			見込み		
	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
就労継続支援 (Ａ 型)	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日
	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
就労継続支援 (Ｂ 型)	521 人日	496 人日	560 人日	638 人日	660 人日	682 人日
	26 人	25 人	31 人	29 人	30 人	31 人

※平成 29 年度は、9 月利用分

※「単位：人日」＝（月間の利用人員）×（1 人 1 月当たりの平均利用日数）

(5) 就労定着支援（※平成 30 年度から新設）

就労移行支援等を利用して一般就労した障害者に対して、就労に伴う生活面の課題について、就労の継続を図るために企業・自宅等への訪問や、障害者の来所により必要な連絡調整や指導・助言等を行うサービスです。

現 状

平成 30 年度から新設されるサービスであるため、事業者に対する情報提供に努め、事業者の参入を促進していきます。

サービス見込み量

関連するサービスの利用状況等を踏まえ、サービス見込量を設定します。

【就労定着支援の見込量】

（単位：実利用者数/月）

区 分	実 績			見込み		
	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
就労定着支援				0 人	1 人	1 人

（６）療養介護

医療ケアを必要とし、常時介護を必要とする障害者で気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている障害支援区分 6 の方、筋ジストロフィー患者または重度心身障害者の障害支援区分 5 の方を対象に、医療機関などにおいて機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理のもとでの介護や日常生活上のサービスを提供するサービスです。

現 状

療養介護は、現在 6 人の利用者がいます。

サービス見込み量

平成 29 年度までの利用者数の現状を踏まえサービス見込量を設定します。

【療養介護の利用実績及び見込み量】

（単位：人分/月）

区 分	実 績			見込み		
	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
療養介護	7 人	6 人	6 人	6 人	6 人	6 人

※平成 29 年度は、9 月利用分

（７）短期入所（福祉型、医療型）

介助者の病気などの理由により障害者当人の介護ができなくなった場合、障害者・児を対象に、施設に短期間入所し、入浴、排せつ、食事などの支援を行うサービスです。

福祉型は障害者支援施設等、医療型は病院、診療所、介護老人保護施設における短期入所です。

現 状

短期入所の利用はほぼ横ばいに推移しています。今後も緊急時等の利用に対応できるようサービスを確保していく必要があります。

サービス見込み量

平成 29 年度までの利用者数の現状を踏まえ、今後の利用者数の増加を勘案しサービス見込量を設定します。

【短期入所の利用実績及び見込量】

（単位：上段 日分/月、下段 実利用者数/月）

区分	実 績			見込み		
	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
短期入所 （福祉型）	82 人日	74 人日	62 人日	84 人日	84 人日	84 人日
	12 人	12 人	11 人	12 人	12 人	12 人
短期入所 （医療型）	0 人日	8 人日	33 人日	40 人日	40 人日	40 人日
	0 人	3 人	3 人	4 人	4 人	4 人

※平成 29 年度は、9 月利用分

※「単位：人日」＝（月間の利用人員）×（1 人 1 月当たりの平均利用日数）

3 居住系サービス

(1) 自立生活援助（※平成 30 年度から新設）

施設入所支援または共同生活援助等を受けていた障害者や、家族から独立し単身生活を希望する障害者が対象となります。一人暮らしに必要な理解力や生活力を補うために、定期的な居宅訪問や随時の対応により必要な支援を行うサービスです。

現 状

平成 30 年度から新設されるサービスであるため、事業者に対する情報提供に努め、事業者の参入を促進していきます。

サービス見込み量

関連するサービスの利用状況等を踏まえ、サービス見込量を設定します。

【自立生活援助の利用実績及び見込み】

（単位：人分/月）

区 分	実 績			見込み		
	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
自立生活援助				0 人	0 人	1 人

（２）共同生活援助

自立した生活に向けて介護を必要としない、就労または自立訓練、就労移行支援などの日中活動を利用している障害者を対象に、共同生活の場を提供し、食事や相談などの日常生活上の支援を行うサービスです。

現 状

共同生活援助（グループホーム）の利用者数は増加傾向にあり、アンケート調査の結果においても利用意向はかなり高くなっています。今後も地域移行を促進する観点から、広域的な連携も含めサービス提供体制の充実を図る必要があります。

サービス見込み量

平成 29 年度までの利用者数の現状を踏まえ、今後の利用者数の増加を勘案しサービス見込量を設定します。

【共同生活援助の利用実績及び見込量】

（単位：人分/月）

区 分	実 績			見込み		
	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
共同生活援助 （グループホーム）	13 人	14 人	14 人	15 人	16 人	17 人

※平成 29 年度は、9 月利用分

(3) 施設入所支援

夜間での介護を必要とする障害者や、自立訓練・就労移行支援を利用している障害者の中で単身の生活が困難である方、または、様々な事情により通所が困難な障害者を対象に、夜間における居住の場を提供し、入浴や食事などの日常生活上の支援を行うサービスです。

現 状

施設入所支援の利用者数は横ばいの状況です。

サービス見込み量

平成 29 年度までの利用者数の現状のほか、地域移行者数や入所待機者数を踏まえ、サービス見込量を設定します。

【施設入所支援の利用実績及び見込み】

(単位：人分/月)

区 分	実 績			見込み		
	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
施設入所支援	37 人	37 人	37 人	37 人	37 人	37 人

※平成 29 年度は、9 月利用分

4 相談支援

(1) 計画相談支援（サービス等利用計画の作成）

入院・入所している障害者が、地域生活へ移行する際に計画的・包括的な支援を必要とする場合や、支給決定利用者であって複数のサービスを組み合わせて利用する必要のある障害者に対して、計画的なプログラムの作成を行うサービスです。

現 状

計画相談支援の利用者数は横ばいの状況です。

サービス見込み量

平成 29 年度までの利用者数の現状、地域移行等を踏まえ、今後の利用者数の増加を勘案しサービス見込量を設定します。

【サービス等利用計画作成の利用実績及び見込み量】

（単位：人分/月）

区 分	実 績			見込み		
	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
サービス等利用計画作成（計画相談支援）	23 人	24 人	23 人	26 人	28 人	30 人

※平成 29 年度は、9 月利用分

(2) 地域移行支援・地域定着支援

地域移行支援は、障害者支援施設や精神科病院に入所等をしている障害者に対し、住居の確保、地域生活の準備や障害福祉サービスの見学・体験のための外出への同行支援、地域における生活に移行するための活動に関する相談等の支援を行うものです。

また、地域定着支援は、居宅で一人暮らしをしている障害者に対する夜間も含む緊急時における連絡、相談等の支援を行うものです。

現 状

地域移行支援・地域定着支援について、現状は利用がない状況です。

サービス見込み量

今後の地域移行者数等を勘案しサービス見込量を設定します。

【地域移行支援・地域定着支援の利用実績及び見込量】

(単位：人分/月)

区 分	実 績			見込み		
	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
地域移行支援	0 人	0 人	0 人	1 人	1 人	1 人
地域定着支援	0 人	0 人	0 人	1 人	1 人	1 人

※平成 29 年度は、9 月利用分

第5章 障害児通所支援等の必要量の見込み

1 障害児通所支援等

(1) 児童発達支援

未就学の障害児に対して、日常生活における基本的動作の指導、知識、技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行うサービスです。

現 状

児童発達支援について、現状は利用がない状況です。しかし今後は、障害児支援体制の充実を図るためにも、サービス提供体制の整備を図る必要があります。

サービス見込み量

町内の状況、ニーズ等を勘案しサービス見込量を設定します。

【児童発達支援の利用実績及び見込量】

(単位：人分/月)

区 分	実 績			見込み		
	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
児童発達支援	0 人	0 人	0 人	1 人	1 人	2 人

※平成 29 年度は、9 月利用分

（２）医療型児童発達支援

肢体不自由の障害児に対して、日常生活の基本的動作の指導、知識、技能の付与等の訓練を行うことと併せて、治療を行うサービスです。

現 状

医療型児童発達支援について、現状は利用がなく、町内及び近隣にも対応できる事業所はありません。

サービス見込み量

町内の状況、ニーズ等を勘案しサービス見込量を設定します。

【医療型児童発達支援の利用実績及び見込み量】

（単位：人分/月）

区 分	実 績			見込み		
	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
医療型児童発達支援	0 人	0 人	0 人	1 人	1 人	1 人

※平成 29 年度は、9 月利用分

(3) 放課後等デイサービス

学校通学中の障害児が、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障害児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを行います。

現 状

放課後等デイサービス利用は増加傾向となっています。

サービス見込み量

平成 29 年度までの利用者数の推移及び今後の利用者数の増加を勘案しサービス見込量を設定します。

【放課後等デイサービスの利用実績及び見込み】

(単位：人分/月)

区 分	実 績			見込み		
	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
放課後等デイサービス	135 人日	179 人日	189 人日	195 人日	210 人日	225 人日
	9 人	12 人	12 人	13 人	14 人	15 人

※平成 29 年度は、9 月利用分

※「単位：人日」＝(月間の利用人員) × (1 人 1 月当たりの平均利用日数)

（４）保育所等訪問支援

障害児施設で指導経験のある児童指導員や保育士が、保育所などを２週間に１回程度訪問し、障害児や保育所などのスタッフに対し、障害児が集団生活に適應するための専門的な支援を行います。利用を希望する保護者が事業所に直接申し込むことも可能です。

現 状

保育所等訪問支援は平成 27 年度に 1 人、平成 28 年度に 2 人の利用がありました。今後も制度に関する情報提供等を充実させ、利用促進を図っていく必要があります。

サービス見込み量

平成 29 年度までの利用者数の推移及び今後の利用者数の増加を勘案しサービス見込量を設定します。

【保育所等訪問支援の利用実績及び見込量】

（単位：人分/月）

区 分	実 績			見込み		
	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
保育所等訪問支援	1 人	2 人	1 人	2 人	2 人	2 人

※平成 29 年度は、9 月利用分

(5) 居宅訪問型児童発達支援（※平成 30 年度から新設）

外出が困難な重度の障害児に対して、居宅を訪問し、日常生活における基本的動作の指導、知識、技能の付与等の支援を行うサービスです。

現 状

平成 30 年度から新設されるサービスであるため、事業者に対する情報提供に努め、事業者の参入を促進していきます。

サービス見込み量

町内の状況、ニーズ等を勘案しサービス見込量を設定します。

【居宅訪問型児童発達支援の利用実績及び見込み】

（単位：人分/月）

区 分	実 績			見込み		
	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
居宅訪問型 児童発達支援				1 人	1 人	1 人

2 障害児相談支援

障害児が障害児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービスなど）を利用する前に障害児支援利用計画を作成し（障害児支援利用援助）、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う（継続障害児支援利用援助）等の支援を行います。

現 状

障害児相談支援の利用者数は横ばいの状況です。

サービス見込み量

平成 29 年度までの利用者数の現状を踏まえ、今後の利用者数の増加を勘案しサービス見込量を設定します。

【障害児相談支援の利用実績及び見込量】

（単位：人分/月）

区 分	実 績			見込み		
	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
障害児相談支援	1 人	2 人	2 人	3 人	3 人	3 人

※平成 29 年度は、9 月利用分

3 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置 (※平成 30 年度から新設)

人工呼吸器を装着しているなど、日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児や、重症心身障害児等（医療的ケア児）が地域で安心して暮らすことを支えるため、医療的ケア児に対する支援を総合調整する職員を配置するものです。

現 状

平成 30 年度から新たに位置づけられた取組です。

サービス見込み量

県や近隣自治体と連携し、圏域での配置も視野に入れて対応していきます。

【医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの見込】

区 分	実 績			見込み		
	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
配置数				0 人	0 人	1 人

4 障害児の保育所等の利用希望見込みと受入可能人数

障害の有無にかかわらず児童が共に成長できるよう、地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、障害児の保育所等の利用希望見込みと受入可能人数について、次のとおり見込みます。

【障害児の保育所等の利用希望見込みと受入可能人数】

施設名	30 年度		31 年度		32 年度	
	利用希望 見込み	受入可能 人数	利用希望 見込み	受入可能 人数	利用希望 見込み	受入可能 人数
保育所	2	10	2	10	2	10
認定こども園	—	—	—	—	—	—
放課後児童健全育成事業	3	3	3	3	3	3
幼稚園	0	0	0	0	0	0
特定地域型保育事業※1	—	—	—	—	—	—
認可外（地方単独事業）※2	—	—	—	—	—	—

※1 小規模保育、家庭的保育、事業所内保育、居宅訪問型保育

※2 地方自治体が一定の基準に基づき運営費支援を行っている認可外保育施設

第6章 地域生活支援事業の必要量の見込み

地域生活支援事業は、地域の特性や利用者の状況に応じ、柔軟な形態により効率的・効果的に実施する事業として位置づけられています。

町の必須事業は、①理解促進研修・啓発事業、②自発的活動支援事業、③相談支援事業、④成年後見制度利用支援事業、⑤成年後見制度法人後見支援事業、⑥意思疎通支援事業、⑦日常生活用具給付等事業、⑧手話奉仕員養成研修事業、⑨移動支援事業、⑩地域活動支援センター機能強化事業となっています。

1 理解促進研修・啓発事業

障害者が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障害への理解を深めるため研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化することにより、共生社会の実現を図る事業です。

現 状

町では多くの方の障害への理解を深めるための広報を実施しています。

サービス見込み量

今後も、周知を行い、事業の充実に努めます。

【理解促進研修・啓発事業の実績及び見込】

区 分	実 績			見込み		
	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
理解促進研修・啓発事業	無	有	有	有	有	有

2 自発的活動支援事業

障害者が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障害者、その家族、地域住民等における自発的な取組を支援することにより、共生社会の実現を図る事業です。

現 状

災害時要援護者登録や手話ボランティアへの支援などの事業を実施しています。

サービス見込み量

今後も、周知を行い、事業の充実に努めます。

【自発的活動支援事業の実績及び見込】

区 分	実 績			見込み		
	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
自発的活動支援事業	有	有	有	有	有	有

3 相談支援事業

(1) 障害者相談支援事業

障害者やその家族などの保健福祉に対する相談に応じ、障害福祉サービスなど必要な情報の提供と利用の援助、専門のサービス提供機関の紹介を行うとともに、虐待の防止や早期発見のため関係機関と連絡調整し、障害者の権利擁護のために必要な援助を行います。

現 状

指定相談支援事業所に委託し、障害者相談支援事業を実施しています。

サービス見込み量

平成 29 年度までの実施箇所を維持し、今後も 3 箇所に対応します。

【相談支援事業の実績及び見込み量】

(単位：箇所分)

区 分	実 績			見込み		
	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
相談支援事業	3 箇所	3 箇所	3 箇所	3 箇所	3 箇所	3 箇所

(2) 基幹相談支援センター等機能強化事業

基幹相談支援センターは、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、障害者相談支援事業、成年後見制度利用支援事業、各種法律に基づく相談等の業務を総合的に行うことを目的とする施設です。

現 状

平成 27 年度より、地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターを設置しています。

サービス見込み量

平成 30 年度以降も 1 箇所に対応します。

【基幹相談支援センター等機能強化事業の実績及び見込量】

(単位：箇所分)

区 分	実 績			見込み		
	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
基幹相談支援センター等機能強化事業	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所

(3) 住宅入居等支援事業

一般住宅（公営住宅及び民間の賃貸住宅）への入居を希望しながら保証人がいない等の理由で入居が困難な障害者に対して、入居に必要な調整等に係る支援を行います。

現 状

現在、利用者はいない状況となっています。

サービス見込み量

現在利用はありませんが、今後の利用等を勘案しサービス見込量を設定します。

【住宅入居等支援事業の利用実績及び見込量】

(単位：人分)

区 分	実 績			見込み		
	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
住宅入居等支援事業	0 人	0 人	0 人	1 人	1 人	1 人

※平成 29 年度は見込量

4 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の利用が有効と認められる知的障害者・精神障害者に対して、成年後見制度の利用を促進し、成年後見制度の申し立てに要する経費（登録手数料、鑑定費用など）及び後見人などの報酬の全部または一部を助成するサービスです。

現 状

今後も、制度に関する情報提供等を充実させ、制度の周知啓発活動を行う必要があります。

サービス見込み量

今後の利用者数の増加を勘案しサービス見込量を設定します。

【成年後見制度利用支援事業の利用実績及び見込量】

（単位：人分/年）

区 分	実 績			見込み		
	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
成年後見制度利用支援事業	0 人	0 人	1 人	1 人	1 人	1 人

※平成 29 年度は見込量

5 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障害者の権利擁護を図るサービスです。

現 状

社会福祉協議会に法人成年後見事業に関する相談窓口を設置しています。

サービス見込み量

平成 30 年度以降も町社会福祉協議会で対応します。

【成年後見制度法人後見支援事業の実績及び見込】

(単位：人分/年)

区 分	実 績			見込み		
	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
成年後見制度法人 後見支援事業	有	有	有	有	有	有

※平成 29 年度は見込量

6 意思疎通支援事業

聴覚障害や言語障害、音声機能その他の障害のため、意思の疎通が困難な障害者に対して手話通訳者、要約筆記者の派遣を行い、障害者とその周りの者の意思疎通を円滑なものにします。

現 状

手話通訳者派遣事業として2人の利用がありますが、要約筆記者派遣事業については利用実績がありません。今後の利用者増加に対応するため、近隣市町村やボランティア団体等との連携を図りながら、手話通訳者等の育成・確保が必要と考えます。

サービス見込み量

平成 29 年度までの利用者数の現状、今後の利用者数の増加を勘案しサービス見込量を設定します。

【意思疎通支援事業の利用実績及び見込量】

(単位：人分/年)

区 分	実 績			見込み		
	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
手話通訳者派遣事業	4 人	2 人	2 人	3 人	3 人	3 人
要約筆記者派遣事業	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
合計	4 人	2 人	2 人	3 人	3 人	3 人

※平成 29 年度は見込量

7 日常生活用具給付事業

障害者・児であって当該用具を必要とする方を対象に、日常生活に必要な用具を給付するサービスです。

現 状

用具の種類により利用件数が異なります。排せつ管理支援用具については利用件数が多く、増加傾向にあります。

サービス見込み量

平成 29 年度までの利用者数の現状、今後の利用者数の増加を勘案しサービス見込量を設定します。

【日常生活用具給付事業の利用実績及び見込み量】

(単位：件分/年)

区 分	実 績			見込み		
	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
介護訓練支援用具	0 件	0 件	1 件	2 件	2 件	2 件
自立生活支援用具	2 件	0 件	1 件	3 件	3 件	3 件
在宅療養等支援用具	2 件	0 件	2 件	3 件	3 件	3 件
情報・意思疎通支援用具	0 件	1 件	1 件	2 件	2 件	2 件
排せつ管理支援用具	67 件	72 件	66 件	72 件	74 件	76 件
住宅改修費	0 件	0 件	件	1 件	1 件	1 件
合計	71 件	73 件	71 件	83 件	85 件	87 件

※平成 29 年度は見込み量

8 手話奉仕員養成研修事業

手話で日常会話を行うのに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した者を養成し、意思疎通を図ることに支障がある障害者の自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにすることを目的としたサービスです。

現 状

第4期期間中には未実施でした。今後は、研修の実施体制の整備が必要と考えます。

サービス見込み量

10人以上の養成を行います。

【手話奉仕員養成研修事業の利用実績及び見込量】

(単位：人/年)

区 分	実 績			見込み		
	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
手話奉仕員養成研修事業	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	10 人

※平成 29 年度は見込量

9 移動支援事業

屋外での移動が困難な障害者に対して外出介助を行うガイドヘルパーを派遣し、社会生活上に必要な外出及び余暇活動などの社会参加のための外出の際の支援を提供します。

現 状

本町への移動支援事業の登録事業所は 13 箇所、うち 4 箇所が町内事業所となっております。利用時間は横ばい傾向であるが、今後も、利用ニーズは高いと考えます。

サービス見込み量

平成 29 年度までの利用者数の現状、今後の利用者数の増加を勘案しサービス見込み量を設定します。

【移動支援事業の利用実績及び見込み】

(単位: 上段 人分/月、下段 時間分/月)

区 分	実 績			見 込 み		
	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
移動支援事業	22 人 465 時間	22 人 456 時間	17 人 478 時間	23 人 460 時間	24 人 480 時間	25 人 500 時間

※平成 29 年度は、10 月利用分

10 地域活動支援センター機能強化事業

障害者が通い、地域の実績に応じ創作的活動又は生産活動の機会の提供や社会との交流の促進等の便宜を供与する地域活動支援センターの機能を充実強化し、障害者の地域生活支援の促進を図る事業です。

現 状

地域活動支援センターの利用者数はやや減少傾向にあります。今後も、施設の周知を行い、利用促進を図る必要があります。

サービス見込み量

平成 29 年度までの実施箇所を維持し、今後も 3 箇所で対応します。

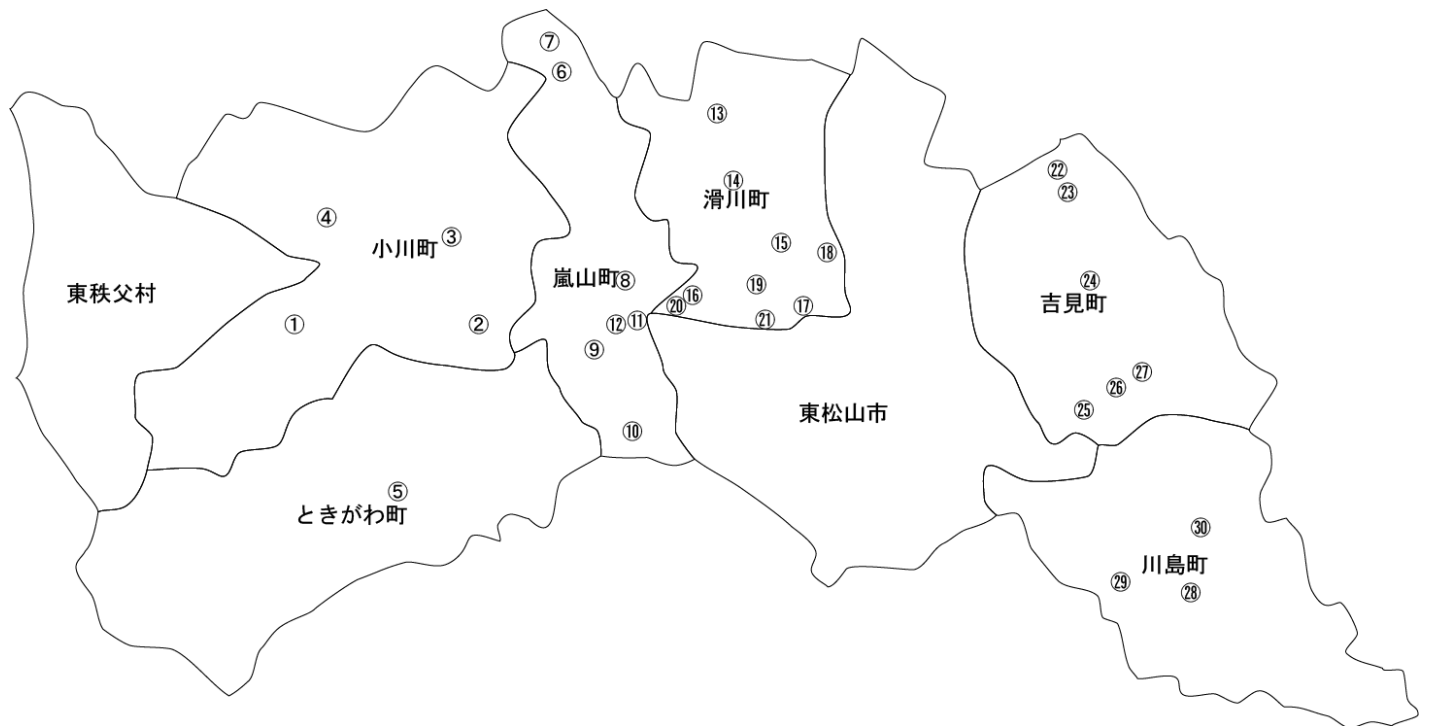
【地域活動支援センター事業の利用実績及び見込量】（単位：箇所分/月、下段 人分/月）

区 分	実績			見込み		
	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
地域活動支援センター事業	3 箇所 16 人	3 箇所 16 人	3 箇所 13 人	3 箇所 16 人	3 箇所 17 人	3 箇所 18 人

※平成 29 年度は、9 月利用分

比企地域障害者施設

小川町	① けやき(生活介護)	滑川町	⑩ トウティフォルテ(就労継続支援B型)
	② ちょこれーと(児童発達支援、放課後等デイサービス)		⑪ ハーモニー(就労継続支援B型)
	③ あすなろ(就労継続支援B型)		⑫ よるべ(就労継続支援B型)
	④ キャンディ(生活介護)		⑬ ソレイユ(放課後等デイサービス)
ときがわ町	⑤ 千樹の里(生活介護、就労継続支援B型)		⑭ やきとり りん(就労移行支援、就労継続支援B型)
嵐山町	⑥ 嵐山郷(生活介護、施設入所、短期入所)	吉見町	⑮ はまや都作業所(就労継続支援B型)
	⑦ ななさと(就労継続支援B型)		⑯ 吉見学園(生活介護、施設入所、短期入所)
	⑧ フレンズ(就労継続支援B型)		⑰ 光園芸学園(生活介護、施設入所、短期入所、就労継続支援B型)
	⑨ デイセンターウィズ(生活介護、就労継続支援B型)		⑱ 吉見町地域活動支援センター(地活)
	⑩ 嵐山四季の家(生活介護、施設入所、短期入所)		⑲ 大地の郷(就労継続支援B型)
	⑪ れんでれ(就労継続支援B型)		⑳ ともだち(就労継続支援B型)
	⑫ ショートステイ・あずく(短期入所)		㉑ カノン(短期入所)
滑川町	⑬ 療護園滑川(生活介護、施設入所、短期入所)	川島町	㉒ ワーク&ライクのびっこ(生活介護、就労継続支援B型)
	⑭ たけのこ(生活介護)		㉓ あすか川島工房(就労継続支援B型)
	⑮ 滑川珠美園(生活介護、施設入所、短期入所)		㉔ めくめく(短期入所)、にこにこ(児童発達支援、放課後等デイサービス)



東松山市障害者施設

① むさしの青年寮(生活介護、施設入所、短期入所)	⑬ 雑草授産センター(就労継続支援B型)
② 友人館(自立訓練(生活訓練、宿泊))	⑭ 第二雑草授産センター(生活介護、就労継続支援B型)
③ あかつき園(生活介護、施設入所、短期入所、就労継続支援B型)	⑮ オードリー(生活介護、就労継続支援B型)
④ アドヴァンス(生活介護、就労継続支援B型)	⑯ あんだんて(就労継続支援B型)
⑤ ショートステイ・すばる(短期入所)	⑰ 比企生活支援センター(地活)
⑥ ぼてーれ(自立訓練(生活訓練))	⑱ あすみーる(地活)
⑦ ワークレッソンあーとの国(就労移行支援、就労継続支援B型)	⑲ ほりほっく(生活介護)
⑧ 松の実(生活介護)	⑳ クリード東松山SS(短期入所)
⑨ 就労支援センターZAC(就労移行支援、就労継続支援B型)	㉑ kidsland あんず(児童発達支援、放課後等デイサービス)
⑩ サン・フレッシュ・メイト(生活介護、就労継続支援B型)	㉒ 緑キッズ 東松山(児童発達支援、放課後等デイサービス)
⑪ わくわく(児童発達支援、放課後等デイサービス)	㉓ 児童デイサービスほほえみクラブ(放課後等デイサービス)
⑫ 愛弘園(生活介護、施設入所、短期入所)	㉔ 第2ほほえみクラブ(放課後等デイサービス)



11 その他の事業（市町村任意事業）

（１）訪問入浴サービス事業

在宅で生活をしている身体障害者で、一人での入浴が困難な方の入浴支援や家庭内介助者による入浴介助の負担を軽減するなど、在宅生活を支援するために居宅を訪問して入浴の介護を提供する事業です。

（２）日中一時支援事業

家庭内介助者の就労や一時的な休息のため、一時的に見守りなどの支援が必要と認められる障害者を対象に、日中における活動の場を確保し、日常的な訓練などの支援を行う事業です。

（３）自動車運転免許取得・改造助成事業

障害者が自動車運転免許の取得及び自動車を改造する際に要する費用の一部を助成することで、障害者の社会参加を促進する事業です。

第7章 サービス提供体制確保のための方策

1 訪問系サービス

重度・重複障害者を含め、障害者が安心して地域移行ができるまちづくりを推進するため、今後利用ニーズの増加が見込まれます。

このため、サービス提供事業者に対し、必要な情報を提供し、サービスへの参入を促進する等、サービスの供給体制と量を確保するとともに、各種研修会参加や専門的な人材の確保等、サービスの質的向上を図るよう働きかけます。

2 日中活動系サービス

障害者の地域生活を支援するため、その状況やニーズに応じた適切な日中活動の場を確保することに努めます。

このため、サービス事業者に対して必要な情報を提供していくとともに、新たなサービス事業者の参入もできるように努めます。

また、就労移行支援や就労継続支援については、広域的な連携の中で必要なサービスが確保できるよう努めるとともに、関係機関や団体と連携し雇用先の確保や継続的な就労のための支援に努めます。

3 居住系サービス

施設から地域生活への移行を推進するため、今後の利用ニーズの増加に応じた共同生活援助及び共同生活介護事業者の確保を図り、基盤整備が円滑に進むよう支援する必要があります。

このため、必要な情報提供により民間事業者の参入を促進するとともに、計画的な基盤整備については、町民に対して、障害についての理解を普及します。

4 障害児通所支援事業等

障害児の発達支援や家族支援のため、その状況やニーズに応じた適切な相談支援やサービス提供体制の充実を図ります。

サービス事業者に対して必要な情報を提供していくとともに、新たなサービス事業者の参入もできるように努めます。

5 地域生活支援事業

地域生活支援事業は、相談支援事業をはじめ、移動支援事業、コミュニケーション

ョン支援事業、日常生活用具給付事業、地域活動支援センター事業、日中一時支援事業、訪問入浴サービスなどの提供を行います。

移動支援事業、コミュニケーション支援事業のサービス量を確保するためには、サービスを提供するガイドヘルパー、手話通訳者、要約筆記奉仕員などの人材の確保を図ることが特に重要です。サービスに必要な人材育成を支援するほか、効果的、効率的な運用やサービスの提供を図ります。

日常生活用具給付事業は、生活用具に関する製品情報、提供業者の最新情報の提供、福祉・医療関連製品などの情報入手及び情報提供を行い、対象品目の整備・充実に努めます。

資料編

1 計画の策定経過

年月日		内 容
平成29年	7月19日	第1回 障害者計画等策定委員会 開催 ・ 障害者計画等の概要について ・ アンケート調査の実施について ・ 障害者計画等の策定スケジュールについて
	8月10日 ～31日	アンケート調査の実施
	11月20日	第2回 障害者計画等策定委員会 開催 ・ アンケート調査結果について ・ 障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画の素案について
平成30年	1月9日 ～2月5日	パブリックコメントの実施
	2月16日	第3回 障害者計画等策定委員会 開催 ・ 障害者計画等の素案に係るパブリックコメントについて ・ 障害者計画等の素案について

2 吉見町障害者計画等策定委員会設置要綱

○吉見町障害者計画等策定委員会設置要綱

平成29年3月27日

要綱第3号

(設置)

第1条 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項に規定する障害者計画、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条第1項に規定する障害福祉計画及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律（平成28年法律第65号）による改正後の児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の20第1項に規定する障害児福祉計画（以下「障害者計画等」という。）を策定するため、吉見町障害者計画等策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、障害者計画等の策定に関し意見の交換及び検討を行う。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 町議会の議員
- (2) 識見を有する者
- (3) 障害者及びその家族
- (4) 障害者団体の関係者
- (5) 保健、医療及び福祉関係者
- (6) 公募による町民
- (7) その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から障害者計画等の策定が終了する日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、福祉町民課において行う。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成29年3月27日から施行する。

3 吉見町障害者計画等策定委員名簿

(敬称略)

氏 名	選出区分	備 考
小林 周三	町議会の議員	副委員長
福島 啓次	識見を有する者	
岩佐 美奈	識見を有する者	
吉澤 勇二	識見を有する者	
中村 英元	障害者及びその家族	
佐々木 憲一	障害者及びその家族	
内山 志津子	障害者及びその家族	
西村 徹文	障害者及びその家族	
前山 友子	障害者団体の関係者	
金澤 美智子	障害者団体の関係者	
小池 滋子	保健、医療及び福祉関係者	
高橋 武志	保健、医療及び福祉関係者	委員長
小川 幸弘	その他町長が必要と認める者	健康推進課長
関根 正徳	その他町長が必要と認める者	子育て支援課長

吉見町障害者計画
吉見町障害福祉計画（第 5 期）
吉見町障害児福祉計画（第 1 期）

発行年月 平成 30 年 3 月
編集・発行 吉見町 福祉町民課
〒355-0192 埼玉県比企郡吉見町大字下細谷 411
TEL 0493-54-1511（代表）
町ホームページ <http://www.town.yoshimi.saitama.jp/>
